

第二編 合併市町村ヒアリング調査報告（平成16年12月時点）

都道府県別一覧

	都道府県	市町村・合併協議会	1 水道	2 下水道	3 一般 ごみ	4 粗大 ごみ	5 保育料	6 給食費	7 印鑑 証明	8 デイス ービス	9 生活 援助員	ページ
01	北海道	函館市	○		○		○					p35
02	宮城県	加美町	○	○								p47
03	群馬県	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会			○		○					p56
04	富山県	富山地域合併協議会	○				○					p65
05	石川県	かほく市	○	○			○			○		p73
06	岐阜県	本巣市	○	○			○	○		○	○	p84
07	愛知県	田原市	○			○	○			○		p93
08	三重県	志摩市	○		○	○	○	○			○	p100
09	兵庫県	篠山市	○	○			○	○				p109
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	○	○	○	○	○					p122
11	広島県	三次市	○				○				○	p134
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	○	○	○	○				○		p143
13	愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会					○		○		○	p155
14	熊本県	熊本市	○	○	○			○	○			p165
15	熊本県	美里町					○			○		p173

公共料金項目別一覧

	都道府県	市町村・合併協議会	ページ
水道料			
01	北海道	函館市	p40
02	宮城県	加美町	p51
04	富山県	富山地域合併協議会	p69
05	石川県	かほく市	p77
06	岐阜県	本巣市	p87
07	愛知県	田原市	p96
08	三重県	志摩市	p103
09	兵庫県	篠山市	p114
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	p126
11	広島県	三次市	p137
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	p146
14	熊本県	熊本市	p168
下水道使用料			
02	宮城県	加美町	p54

	都道府県	市町村・合併協議会	ページ
05	石川県	かほく市	p79
06	岐阜県	本巣市	p88
09	兵庫県	篠山市	p116
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	p128
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	p148
14	熊本県	熊本市	p169
清掃代 一般ごみ			
01	北海道	函館市	p43
03	群馬県	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会	p60
08	三重県	志摩市	p104
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	p130
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	p150
14	熊本県	熊本市	p170

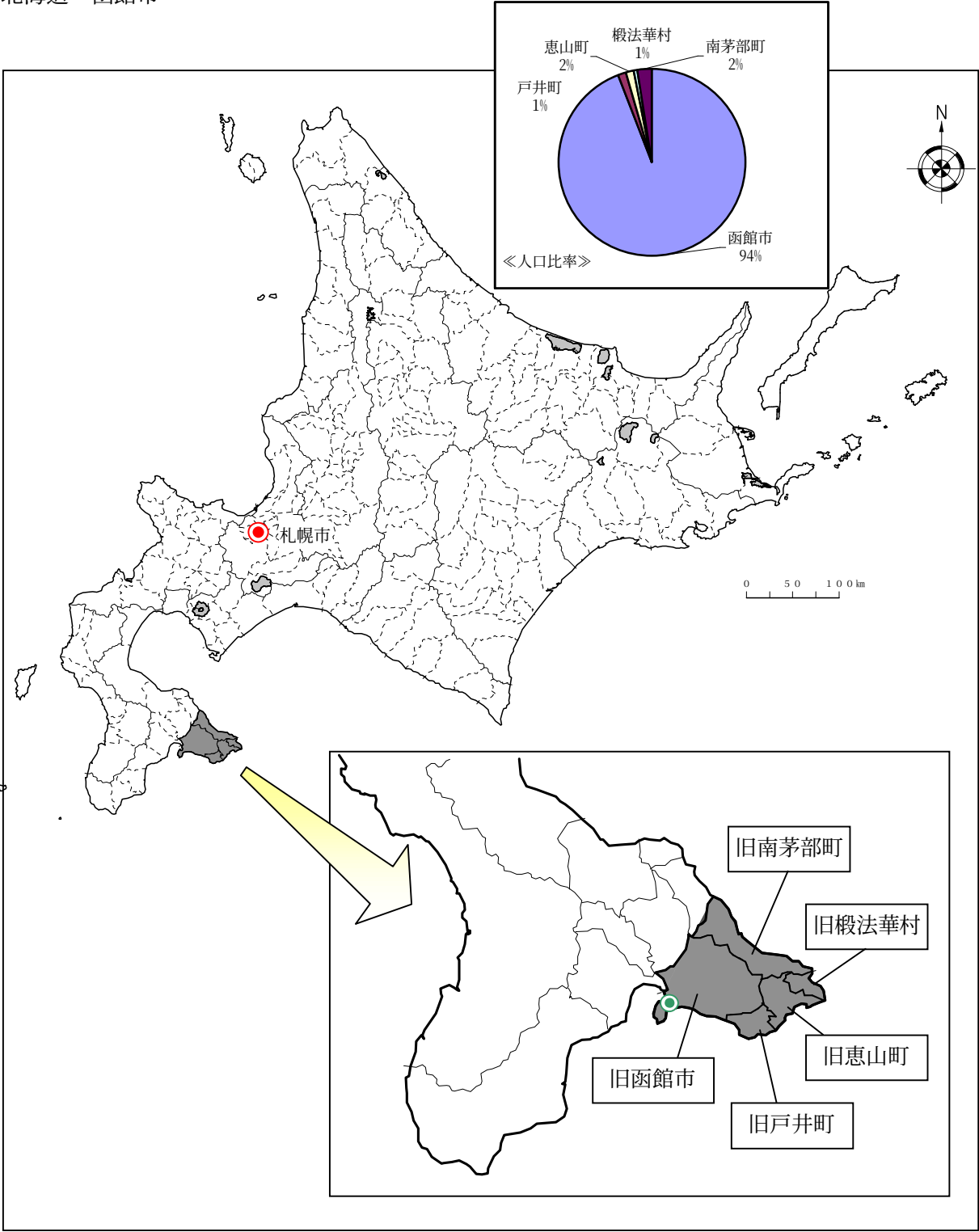
	都道府県	市町村・合併協議会	ページ
清掃代 粗大ごみ			
07	愛知県	田原市	p97
08	三重県	志摩市	p105
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	p131
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	p152
保育所保育料			
01	北海道	函館市	p45
03	群馬県	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会	p63
04	富山県	富山地域合併協議会	p71
05	石川県	かほく市	p81
06	岐阜県	本巣市	p89
07	愛知県	田原市	p98
08	三重県	志摩市	p106
09	兵庫県	篠山市	p118
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	p132
11	広島県	三次市	p139
13	愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	p159
15	熊本県	美里町	p177

	都道府県	市町村・合併協議会	ページ
給食費			
06	岐阜県	本巣市	p90
08	三重県	志摩市	p107
09	兵庫県	篠山市	p120
14	熊本県	熊本市	p171
印鑑登録証明書交付手数料			
13	愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	p161
14	熊本県	熊本市	p172
デイサービス通所サービス			
05	石川県	かほく市	p83
06	岐阜県	本巣市	p91
07	愛知県	田原市	p99
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	p154
15	熊本県	美里町	p178
生活援助員派遣			
06	岐阜県	本巣市	p92
08	三重県	志摩市	p108
11	広島県	三次市	p141
13	愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	p163

ヒアリング担当シンクタンク

	都道府県	自治体名	シンクタンク名
01	北海道	函館市	株式会社シー・アイ・エス計画研究所
02	宮城県	加美町	財団法人東北開発研究センター
03	群馬県	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会	特定非営利活動法人NPOぐんま
04	富山県	富山地域合併協議会	財団法人北陸経済研究所
05	石川県	かほく市	財団法人地域振興研究所
06	岐阜県	本巣市	株式会社百五経済研究所
07	愛知県	田原市	
08	三重県	志摩市	
09	兵庫県	篠山市	
10	兵庫県	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会	株式会社地域計画建築研究所
11	広島県	三次市	株式会社関西総合研究所
12	香川県	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	財団法人えひめ地域政策研究センター
13	愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	
14	熊本県	熊本市	
15	熊本県	美里町	財団法人熊本開発研究センター

北海道 函館市



北海道

市町村名				合併年月			合併形態	
函館市				平成 16 年 12 月			編入合併	
対象項目								
水道		一般ごみ		保育料				
市町村基本情報								
合併後市町村特徴								
合併した地域は、南北北海道の渡島半島東南端に位置し、南は津軽海峡、東は太平洋に面している。「海」を共通の基盤にし、豊富な水産資源をはじめ、豊かな自然、温泉、歴史、文化などを有しており、これらを活かし、水産業を中心とした産業振興、国際的な水産・海洋都市の形成、広域的な観光ルートの形成などが期待されている。 また、人口は約 30 万人、面積は現在の約 2 倍、東京 23 区の面積を上回る 677.68km² となり、基盤産業となる漁業においても、全国で屈指の漁獲高となる。								
		市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)	
現在 (H16.12)		函館市	677.68	299,612	131,972	148,585	4,148	
合併直後 (H16.12)		函館市 【ハコダテシ】	677.68	299,612	131,972	148,585	4,148	
合併直前 (H16.11)	①	函館市 【ハコダテシ】	347.08	282,569	123,141	142,529	3,682	
	②	戸井町 【トイチョウ】	53.05	3,805	2,326	2,097	84	
	③	恵山町 【エサンチョウ】	94.27	4,523	2,800	2,573	155	
	④	檜法華村 【トドホッケムラ】	24.92	1,540	1,742	521	53	
	⑤	南茅部町 【ミナミカヤベチョウ】	158.36	7,300	4,356	4,063	169	
自治体情報								
住所・連絡先		住所	北海道函館市東雲町 4-13					
		電話	0138-21-3683					
		FAX	0138-23-7604					
URL		http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/index.html						
E-mail		hakodate@city.hakodate.hokkaido.jp						

《全般的な内容》函館市

合併の契機

合併した5市町村は、全国の地方自治体と同様に、税収の減収、少子化による人口減少、高齢化の急速な進行などへの対応や地方分権時代における行政の政策立案能力の向上と体制の強化が求められていた。

また、旧函館市を母都市として経済、文化、生活などの交流がある地域で、近年は、モータリゼーションの進展や交通網の整備拡大などに伴い、住民の日常生活圏は一体化してきている状況にある。

こうした地域の抱える課題や現状、南北海道における旧函館市の中核的役割を踏まえ、5市町村の将来のまちづくりを考えたとき、住民福祉の向上と地域の振興発展を図っていくためには、それぞれの地域特性を活かしながら、合併により新たな自治体としての枠組みでの取り組みを行うことが必要となっていた。

豊富な水産資源や自然資源に恵まれた旧4町村と国際的な水産・海洋の学術・研究拠点都市をめざす函館市が、共通する基盤である「海」をキーワードに、それぞれの特性を活かしながら、新しい地域（まち）づくりをめざし、合併したものである。

【合併までの経過】

- 平成 15 年 2 月：5市町村の首長協議により「函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町市町村合併調査室」を設置し、合併に係る調査研究を推進
- 平成 15 年 7 月：5市町村の長と議会の議長で構成する「函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町任意合併協議会」を設置
- 平成 15 年 9 月：5市町村の各界各層を代表する 42 名で構成する「函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町合併協議会」を設置し、合併の方式、合併の期日、事務所の位置などの基本項目のほか、福祉・保健、農林水産、商工観光など各般にわたる事務事業の取扱い、ならびに合併建設計画など合計 35 項目について協議
- 平成 16 年 4 月：合併協定書の調印
- 平成 16 年 6 月：5市町村議会で合併関連議案を可決
- 平成 16 年 7 月：北海道知事へ合併申請
- 平成 16 年 10 月：北海道議会の議決
北海道知事の決定処分および総務大臣への届け出
- 平成 16 年 11 月：総務大臣の告示
- 平成 16 年 12 月 1 日：新『函館市』誕生

《全般的な内容》函館市

公共料金決定の経緯

(基本的な考え方)

新市の人口に占める旧函館市の人口が94%になることや、新市の一般会計・特別会計等に占める旧函館市の一般会計・特別会計等が93%に昇ることなどから、旧函館市の料金に統一することが最も影響が少ない(妥当)、といった判断から、原則的に、町村を編入する旧函館市の料金を基本に調整をした。

(合併協議会等での議論の内容・最終的な決定方法)

決定にあたっては、各担当部会で調整したものを合併協議会に諮り、最終決定した。

編入された旧4町村においては、これまでより負担が少なくなるもの、大きくなるもの、それぞれあるが、負担が大きくなるものの中には、合併時にすぐ引き上げるのではなく、一定期間据え置くまたは段階的に引き上げていくなどの措置を講じている。

合併協議会では、こうした経過措置を講じたこともあり全般的に理解が得られた。

(住民意見の取り入れ・住民への周知方法)

住民に対しては特に公共料金に限って住民意見を聞く場を設けたということはないものの、合併検討資料概要版の全戸配付、住民アンケート、住民説明会、各種団体への説明会、市町村広報誌、合併協議会広報誌、ホームページなどを通じて、公共料金も含めて全般に関し情報提供を行い、意見を聞きながら調整を行った。

財政状況と公共料金の関係

合併前、合併後の財政状況の変化については、合併直後であり、把握できる段階にはないものの、公共料金を含め各種制度について、新市の一般会計・特別会計等の93%を占める旧函館市の制度を基本に調整したことから、公共料金による財政状況への影響は極めて少ないものと思われる。

なお、5市町村の将来の財政状況に関し、現行制度等により単独運営した場合および5市町村が合併した場合について、平成16年度から平成32年度までの17年度分、財政シミュレーションを行い、第2回合併協議会において報告されている。これによると、単独運営の場合、5市町村ともに税収の伸び悩みや国の補助金縮小、地方交付税の見直し懸念などにより平成16年度から財源不足を生じ、5市町村合計の累積収支は平成29年度まで赤字が続く厳しい見通しとなっている。一方合併した場合については、国の財政支援措置の活用や合併のスケールメリットによる職員の削減等の効果により累積収支の赤字は平成27年度までで、平成28年度には黒字転換する見通しとなっている。また財源不足についても財政支援による基金・起債の活用により当初から補填できる見通しを立てている。

《全般的な内容》函館市

その他

合併建設計画では、行財政運営の目標として、「社会経済情勢の変化や高度化・多様化する行政需要に的確に 대응していくため、効率的で健全な行財政運営を図り、地方分権の推進などに対応した行政体制の確立をめざす」としており、次の３点を主要施策として挙げている。

1 効率的な行政運営

新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応するため、地域の特性に配慮した中で、簡素で効率的な組織機構とするとともに、アウトソーシングの推進などによる職員数の見直しにより、効率的な行政運営に努める。

2 健全な財政運営

財政運営については、本計画に基づく事務事業の円滑な推進を図るため、税収や地方交付税・国庫補助金等の確保に努めるとともに、行財政改革による経常経費の縮減や公債費等の抑制を図るなど、健全な財政運営に努める。

3 公共施設の適正配置と整備

公共施設の配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮した中で、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次検討・整備する。

また、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年について、普通会計ベースにより歳入・歳出の各項目ごとに、合併による影響を見込み算定した財政計画では、合併後の財政収支の状況について、平成 20 年度までは歳入不足が続き、基金などを活用することになっているものの、合併によるスケールメリットや行財政対策による効果から、平成 21 年度からは歳入不足が解消され、単年度収支が黒字となる見込みを立てている。

≪水道料≫函館市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.12)		函館市	1,869 円	口径 13mm の水道を一般家庭で 20m ³ /月 使用した場合の一ヵ月の料金
経過措置後				旧函館市……上水道 旧函館市以外…簡易水道
合併直後 (H16.12)		函館市	1,869 円	[現在の家庭用水道料金算定式] ※口径 13mm の場合
合併直前 (H16.11)	①	函館市	1,869 円	①基本料金 745 円 50 銭 (10m ³ まで) ②水量料金 112 円 35 銭/m ³ (11～20m ³) 20m ³ 場合の料金 745 円 50 銭+112 円 35 銭×10m ³ =1,869 円
	②	戸井町	4,600 円	
	③	恵山町	3,750 円	
	④	楸法華村	3,255 円	
	⑤	南茅部町	3,360 円	
水道料金決定の経緯				
(基本的な考え方)				
旧 4 町村の簡易水道事業は、函館市に引き継ぐとともに、水道料金については旧函館市の料金に統一することを基本として調整を行った。				
(水道料金決定の経緯)				
合併した 5 市町村の家庭用水道料金は、旧函館市が最も安く、4 町村の水道施設の耐用年数に余裕があり、今後 20 年程度は大規模な改修を要しないこと、旧函館市の水道事業会計が黒字であることなどを総合的に勘案し、合併により家庭の負担増とならないよう料金の最も安い旧函館市に合わせることにした。				
また、一般用（業務用など）の料金については、料金体系、料金区分が 5 市町村で異なっており、概ね旧町村が安いケースが多かったことから、旧函館市の料金に統一すると大幅な負担増となるケースが生じる。そのため、経過措置として合併から 5 年間は現行料金とし、以降については、経済情勢、財政状況を勘案して判断することとした。				
(合併協議会等での議論の内容)				
合併協議会では、「町村の施設で今後大きな改修をする必要が生じた場合に将来の料金値上げとなるのでは」と将来の値上げを懸念する質疑があったものの、町村の水道の概要、施設の耐用年数等を説明し、料金案のとおりとなった。				
(住民意見の取り入れ・住民への周知方法)				
住民に対しては特に水道料金に限って住民意見を聞く場を設けたということはないものの、合併検討資料概要版の全戸配付、住民アンケート、住民説明会、各種団体への説明会、市町村広報誌、合併協議会広報誌、ホームページなどを通じて、周知を図った。				

＜水道料＞函館市

効果の検証	(住民の反応) 合併直後であり、現時点では施設の利用率の変化や合併の効果を検証できる段階ではないが、料金については、旧4町村の家庭用料金が大幅に安くなったため、住民からの不満等は見受けられない。 (経営の効率化) 合併の効果として経理事務などの管理部門を一元化できる反面、旧4町村の家庭用料金を安い旧函館市に合わせたことにより減収となることから、今後、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しなど引き続き経営の効率化を図っていくこととしている。
財政状況と水道料金の関係	合併前、旧函館市の水道事業会計が黒字であり、また、4町村の簡易水道事業特別会計・企業会計の財政状況も概ね良好であった。 合併にあたり、水道料金のうち家庭用料金については、最も安い旧函館市の料金に統一したため、旧4町村分で減収になるものと見込まれ、中長期的にみても厳しい財政状況が予想される。 こうした状況において、水道料金の値上げで住民に負担を強いるのではなく、合併によるスケールメリットを最大限に活かし経営の効率化を進めるとともに、公営企業としての独立採算性を確保すべく、簡易水道事業に対する交付税について、適正な額を水道事業会計に繰り入れるよう今後協議を進めていくこととしている。
今後の展望	(施設・設備について) 旧4町村の水道施設については、現在安定供給されていること、今後20年程度は大規模な改修の必要がないこと、また施設の統合は地形や距離の状況から多額の費用を要するため、費用対効果などの検討にも時間を要することなどから、当面は現在の施設を使用する。 (料金の今後の見通し等) 料金については、一般用（業務用）料金について、合併から5年間は経過措置として旧町村の料金としているが、具体的な統一年次などは現時点では決定していないことから、今後、料金の統一について検討し、決定することになる。 今後は、合併のメリットが出るように、引き続きアウトソーシングの推進や事務事業の見直しを進めるとともに、簡易水道事業のあり方等についても検討していく方針である。

≪水道料≫函館市

その他

(一般家庭用以外の水道料金について)

一般家庭用以外の料金体系は以下のとおりである。

○函館市水道事業

基本料金	口径別 12 区分	745 円 50 銭～396,900 円/月
水量料金	公衆浴場用	72 円 45 銭/m ³
用途別 2 区分	一般用	153 円 30 銭/m ³

○戸井簡易水道

用 途	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)
団 体 用	5,800 円 (25m ³ まで)	240 円
営 業 用	4,600 円 (20m ³ まで)	240 円
水 産 加 工 用	9,800 円 (100m ³ まで)	180 円
病 院 用	4,900 円 (50m ³ まで)	240 円

○恵山日浦簡易水道および恵山東部簡易水道

用 途	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)
団 体 用	4,725 円 (20m ³ まで)	126 円
第 1 種営業用	4,725 円 (20m ³ まで)	126 円
第 2 種営業用	26,250 円 (100m ³ まで)	94 円 50 銭

○楸法華簡易水道

用 途	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)
団 体 用	2,310 円 (10m ³ まで)	147 円
特 別 用	3,675 円 (20m ³ まで)	147 円
温 泉 用	11,025 円 (100m ³ まで)	105 円

○南茅部古部簡易水道、木直簡易水道、尾札部簡易水道、臼尻簡易水道および大船簡易水道

用 途	基本料金 (口径別 5 区分)	超過料金(1m ³ あたり)
団 体 用	5,460 円～ 6,898 円 50 銭 (50m ³ まで)	157 円 50 銭
第 1 種営業用	13,335 円～14,773 円 50 銭(100m ³ まで)	84 円
第 2 種営業用	6,825 円～ 8,263 円 50 銭 (50m ³ まで)	157 円 50 銭
浴 場 用	8,085 円～ 9,523 円 50 銭 (100m ³ まで)	84 円
病 院 用	8,085 円～ 9,523 円 50 銭 (100m ³ まで)	157 円 50 銭
特 別 用	2,835 円～ 4,273 円 50 銭 (20m ³ まで)	157 円 50 銭

≪清掃代 一般ごみ≫函館市

		市町村名	料金				料金の単位・その他
			A	B	C	D	
現在 (H16.12)		函館市	90 円	90 円	無料	無料	一般家庭で一袋(45 リットル)使用した場合の料金。 A. 燃やせるごみ B. 燃やせないごみ C. 缶・びん・ペットボトル D. その他プラスチック ※指定ごみ袋料金
経過措置後							
合併直後 (H16.12)		函館市	90 円	90 円	無料	無料	
合併直前 (H16.11)	①	函館市	90 円	90 円	無料	無料	
	②	戸井町	無料	無料	無料	無料	
	③	恵山町	無料	無料	無料	無料	
	④	楳法華村	無料	無料	無料	無料	
	⑤	南茅部町	90 円	90 円	45 円	45 円	

5 リットル	1 枚 10 円
10 リットル	1 枚 20 円
20 リットル	1 枚 40 円
30 リットル	1 枚 60 円
40 リットル	1 枚 80 円

一般ごみ料金決定の経緯

(基本的な考え方)

環境衛生事業に関わり、旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村で構成していた恵山地区衛生処理組合については、合併の前日をもって解散、また、南茅部町は、加盟していた渡島廃棄物処理広域連合から合併の前日をもって脱退し、旧 4 町村の環境衛生事業は函館市に引き継ぐとともに、ごみの分別、収集、手数料については旧函館市の制度に統一した。

(ごみ処理料金決定の経緯)

旧 4 町村のうち、旧南茅部町については、既に有料化済みであり、料金についても「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」は函館市と同額、「缶、びん、ペットボトル」、「その他プラスチック」は有料から無料に、また、旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村については、平成 16 年 4 月から旧函館市と同額での有料化を予定していたが、合併により、実施時期を平成 16 年 12 月の合併時期にあわせたものである。

(住民意見の取り入れ・住民への周知方法)

合併を機に有料化される旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村においては、ごみ処理手数料および市町村合併に伴うごみの分別方法の変更等について住民説明会を開催した。同地区では、当初、平成 16 年 4 月から旧函館市と同額での有料化する予定だったものを、合併に合わせて延期していたこともあり、有料化に対する反対意見等は特になく、円滑に理解が得られた。

※説明会開催状況

旧戸井町	平成 16 年 9 月 27 日～10 月 7 日	9 会場	649 名参加
旧恵山町	平成 16 年 10 月 19 日～10 月 26 日	8 会場	800 名参加
旧楸法華村	平成 16 年 10 月 12 日～10 月 18 日	5 会場	268 名参加

≪清掃代 一般ごみ≫函館市

効果の検証	合併直後であり、現時点では効果を検証できる段階ではないが、焼却処理について、スケールメリットを生かし、平成 17 年 4 月から一括処理することにより処理経費を低く抑えることができる。 このことから、これまでのごみ処理手数料の算定は、将来 3 か年におけるごみ処理の原価計算を基に設定しており、仮に見直しをする場合には、その時点における将来 3 か年の原価を基に設定することになるので、原価計算を行ってみなければ現行の手数料がどうなるのかはわからないが、少なくとも一元処理により経費が低く抑えられるため、将来原価についても一元処理した方が低くなる。
財政状況と一般ごみ料金の関係	合併前後の財政状況の変化については、合併直後であり、把握できる状況ではない。 函館市では、資源循環型社会への転換に向け、「ごみの減量化・資源化の促進」、市民の健康や安全を守るため「ごみの適正処理に要する費用の確保」などから、家庭から出されるごみの収集、運搬および焼却あるいは埋立処分する費用の一部をごみ袋代（ごみ処理手数料）として負担していただく、という基本的な考え方のもとに料金を設定している。 現在、函館市における家庭ごみの処理に要する費用は概ね 1 リットル当たり約 8 円となっており、このうち市民からはその費用の 4 分の 1 である 2 円を負担してもらっている。
今後の展望	（施設の活用） 合併後、可燃ごみについて、旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村の分は、平成 17 年 3 月 31 日まで、これまでどおり恵山クリーンセンターで焼却し、その後、同施設を休止、函館市日乃出清掃工場で処理することとしている。旧南茅部町は、可燃ごみを渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理していたが、合併の前日をもって同連合を脱退し、合併時点から函館市日乃出清掃工場で処理している。 資源ごみについて、瓶類は合併時から市リサイクルセンターで処理し、ペットボトルと缶、プラスチック類は恵山、南茅部のリサイクル施設で処理を継続。 （ごみの減量化、資源化に関わる制度等） ごみの減量化、資源化を図るため、旧函館市が実施してきた集団資源回収の促進や電動生ごみ処理機等の購入費補助制度等を旧 4 町村地域においても実施している。
その他	函館市では、従前からごみの減量化やリサイクルの推進などによる資源循環型社会づくりに取り組んできている。 平成 14 年 4 月からは、ごみの減量化（資源化）、ごみ処理に要する財源確保等を目的としてごみ処理の有料化を実施し、家庭ごみ排出量が、前年度に比べ 26.3%減少している。

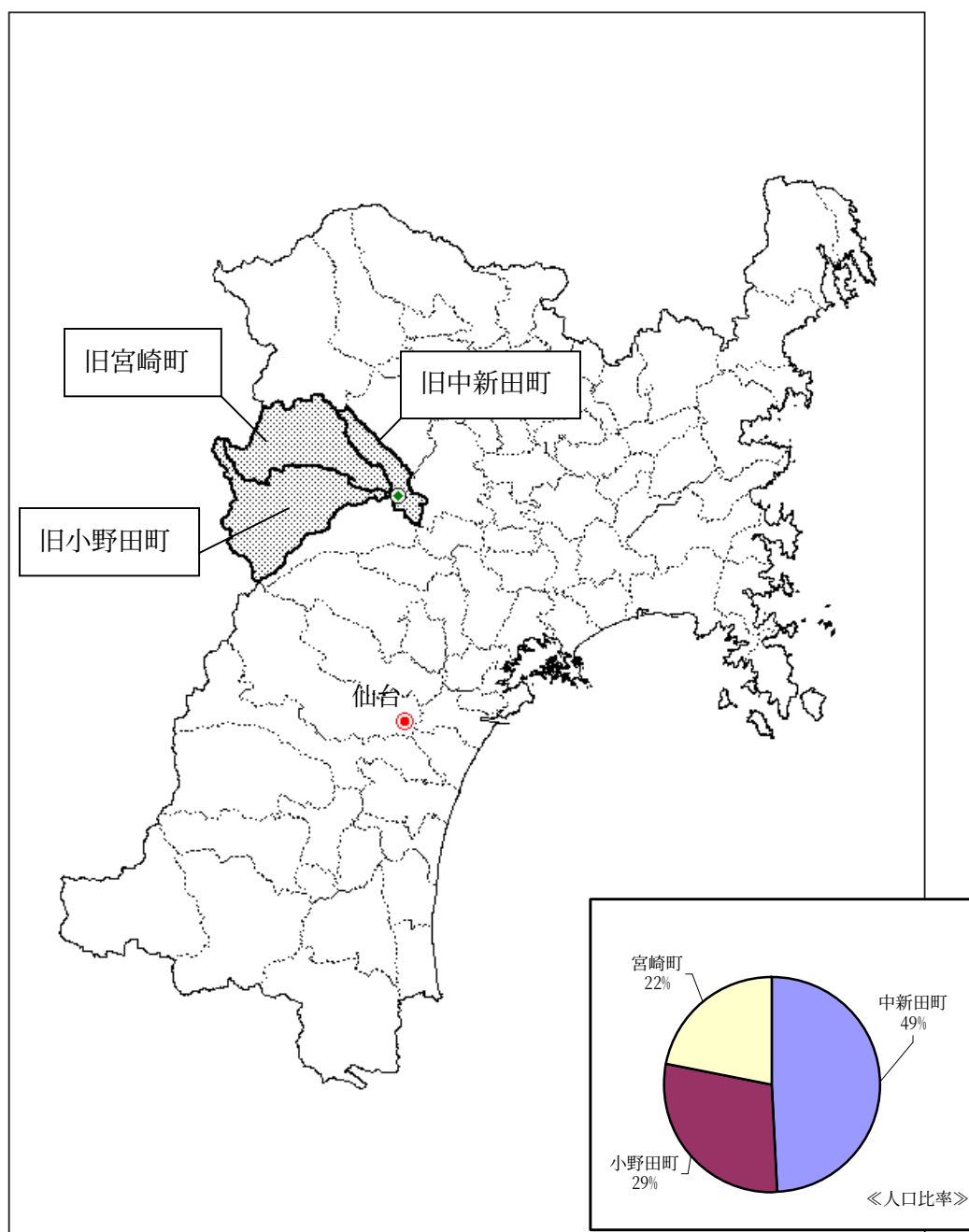
《保育所保育料》函館市

		市町村名	料金	料金の単位・その他			
現在 (H16.12)		函館市	旧市町村料金で据置	国の徴収基準額に対する保育料徴収割合			
経過措置後 (H22)		函館市	81.93% (旧函館市基準額に統一)	○保育料階層			
合併直後 (H16.12)		函館市	旧市町村料金で据置 (旧恵山町、旧椴法華村を除き、平成 17 年 4 月から旧函館市基準額に統一)	函館市	3 歳児未満	20 階層	
					3 歳児	15 階層	
					4・5 歳児	12 階層	
					戸井町		7 階層
					恵山町		10 階層
合併直前 (H16.11)	①	函館市	81.93%	椴法華村		7 階層	
	②	戸井町	100%	南茅部町	3 歳児未満	7 階層	
	③	恵山町	52.80%		3 歳児以上	5 階層	
	④	椴法華村	60.05%				
	⑤	南茅部町	98.61%				
保育料決定の経緯							
(基本的考え方)							
合併直後は、年度途中であることから現行のとおりとし、平成 17 年 4 月から旧函館市の徴収基準に統一することとした。							
ただし、旧恵山町、旧椴法華村については、徴収額が概ね旧函館市より低かったため、平成 17 年度から 5 年間で段階的に調整し、その後函館市に統一するものとした。							
(合併協議会等での議論の内容)							
旧戸井町、旧南茅部町の保育料は概ね旧函館市より徴収額が高かったため、特に意見はなかった。また、旧恵山町、旧椴法華村の徴収額は概ね旧函館市より低く、その差は最大で月額 23,620 円となる階層（旧恵山町・3 歳児・所得税課税世帯 352,000～407,999 円）もあったが、5 年間で段階的に調整していくということで原案のとおり決定された。							
(住民意見の取り入れ・住民への周知方法)							
住民に対しては特に保育料に限って住民意見を聞く場を設けたということはないものの、合併検討資料概要版の全戸配付、住民アンケート、住民説明会、各種団体への説明会、市町村広報誌、合併協議会広報誌、ホームページなどを通じて、周知を図った。							

《保育所保育料》函館市

効果の検証	(料金が変更したことに対する住民の反応) 住民説明会での説明や市町村広報誌、合併協議会広報誌、ホームページなどで周知したが、旧函館市の料金へ統一することで旧戸井町、旧南茅部町では徴収額が値下げとなること、また、徴収額が値上げとなる旧恵山町、旧楸法華村については、5年間の調整期間を設けたことなどから特に意見はなかった。 (料金以外の効果) 保育時間および特別保育事業については合併前のおりとなっており、現時点では効果を検証できる段階ではない。 なお、保育時間については、保護者の就労形態が多様な旧函館市では、旧町村より多少早い時間から遅い時間までとなっている。また、旧函館市では多様化する保育ニーズに応じ、一部保育所において障害児保育、一時保育、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援サービスを実施している。
財政状況と保育料の関係	合併前、合併後の財政状況の変化については、合併直後であり把握できる段階ではなく、合併協議会等においても特に議論にはならなかった。
今後の展望	(料金改定の見込み等) 現時点においては、改定の予定はないが、保育料については国の保育所徴収金基準額に基づいて算出されており、今後も同基準額の動向により検証していくこととしている。
その他	特になし

宮城県 加美町



宮城県

市町村名				合併年月		合併形態	
加美町				平成 15 年 4 月		新設合併	
対象項目							
水道	下水道						
市町村基本情報							
合併後市町村特徴							
加美町は宮城県北西部、仙台市から 40km に位置し、日本有数の穀倉地帯大崎耕土の一角を占めている。奥羽山脈を背に丘陵、高原、平野と豊かな自然条件に恵まれている。旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町の 3 町合併により、仙台市に次ぐ面積（460km²）を有し、町西部の丘陵・山岳地帯と東部の平野部では平均気温や積雪量に大きな違いがあり、西部は豪雪地帯の指定を受けている。地目別で見ると、74%を森林（338 km²）、15%を農用地(69km²)が占めている。 基幹産業は稲作と畜産の複合経営などの農業であるが、近年は地場産業振興やインターチェンジへの近接性を生かした工業の導入が積極的に進められている。平成 12 年度国勢調査によると、第 1 次産業の就業者数は 2,562 人、第 2 次産業 5,837 人、第 3 次産業 6,249 人である。 なお、加美町を構成する 3 町は、古くから地理的・歴史的結びつきが強く、人口規模も相似し、生活圏が同一であった。そのため、合併後の一体感が強い地域となっている。							
	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)	
現在 (H16)	加美町 【カミマチ】	460.82	28,053	14,005	10,065	387	
合併直後 (H15)	加美町 【カミマチ】	460.82	28,289	17,025	10,040	399	
合併直前 (H14)	① 中新田町 【ナカニダマチ】	61.44	14,034	4,462	4,504	175	
	② 小野田町 【オノダマチ】	221.61	8,204	5,544	3,181	126	
	③ 宮崎町 【ミヤザキチョウ】	177.77	6,302	3,863	1,864	105	
自治体情報							
住所・連絡先		住所	宮城県加美郡加美町字西田三番 5				
		電話	0229-63-3111				
		FAX	0229-63-2037				
URL		http://www.town.kami.miyagi.jp/					
E-mail		main@town.kami.miyagi.jp					

《全般的な内容》加美町

合併の契機

平成10年5月に、地理的・歴史的な結びつきが強い宮城県加美郡4町（旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町、色麻町^{しかま}）の町長・議長により、トップダウンの形で「加美郡町村合併研究会」が発足し、合併に関する研究活動が始まった。これは、厳しい財政状況と高齢化問題（※住民基本台帳に基づく平成15年3月31日現在の加美町での老年人口比率は26.95%。出典：加美町ホームページ）に対処するためには、各町個別ではなく、早急に4町が一体となって取り組む必要があるとの共通の問題意識による。

研究会は3年間続けられ、広域合併の意義・効果、望ましい行政規模・区域等について検討された。その後、平成13年4月「加美郡四町合併推進協議会（任意協議会）」を設立、住民座談会やアンケート調査を経て、平成14年2月「加美郡四町合併協議会（法定協議会）」の設立となった。しかし、同年9月に色麻町が「加美郡四町合併に対する住民意向調査」を実施し、その結果合併期日の延期を要請、合併協議会は休止に至った。

その後、同年11月に色麻町を除く「3町緊急合併住民座談会」が開催され、その場で3町での合併を推進するとの意見が多数を占め、同月改めて「中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会（法定協議会）」を設立、平成15年1月の合併調印を経て、同年4月1日、「加美町」が誕生している。

公共料金決定の経緯

1. 「サービスは高い方に、負担は低い方に」が原則

旧3町での公共料金格差がさほどなかったこと、住民サービス向上と合併メリットを具体的に示す目的から、公共料金決定に際しては検討当初から「サービスは高い方に、負担は低い方に」を原則とし、全般的に合併後に負担が増えないよう調整した。

なお、合併時に上下水道料について引き下げられたが、保育料は旧3町で階層区分が異なっていたため、合併時に国の基準への統一が行われ、その結果階層の境目にあった住民の一部で、料金が高くなった例もある。

2. 住民の意見の反映

住民の意見は合併協議会の住民委員を通じて取り入れ、アンケート等による住民意見の聴取は行わなかった。なお、任意協議会開設後に2回開催した住民座談会では、合併による運営の効率化等を通じて「サービスは高い方に、負担は低い方に」の原則で料金を決定する旨を説明した。

3. 合併支援プラン活用について

合併支援措置としての特別交付税措置を、上下水道の公共料金格差是正のために活用した。

4. 住民への周知方法

任意協議会設立後にパンフレットを作成し、住民への説明、周知に努めた。

《全般的な内容》加美町

財政状況と公共料金の関係

合併支援措置としての包括的な特別交付税措置を、上下水道事業における公共料金格差是正などに活用した。

しかし、その後は退職者の補充抑制等の合理化効果などにより、料金格差是正分をカバーしている。そのため、現時点では、上下水道料金の一部引き下げが今後の財政状況に影響を与えることは考えられない。

なお、合併直前での3町の一般会計合計と、合併直後の合計とでは、30億円程度の差が出ている。これは、旧小野田町で合併前後2ヵ年の継続事業で実施した文化会館施設建設事業と、合併後の目玉事業として新町建設計画において推進された地域イントラネット整備事業、及び合併前の執行残が加わっているためである。

その他

住民票等の取得や各種届出等における利便性が向上している。例えば旧小野田町に住んでいる住民が旧中新田町に働きに出ている場合、就業場所の旧中新田町の窓口で用が足せる。また、夜間や休日でも、予約によって住民票の取得等ができる。

≪水道料≫加美町

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16)		加美町	4,095 (円) ※消費税込み	※口径 13mm 20m ³ /月で記載
経過措置後				[現在の水道料金算定式]
合併直後 (H15)		加美町	4,095	※口径 13mm 20m ³ /月の場合 (10 m ³ 超過使用)
合併直前 (H15)	①	中新田町	4,095	①基本料金 1,900 (円) ≤10 m ³ ②超過金額＝超過水量(m ³)× 超過料金 (円) ＝10 (m ³) ×190(円) ＝1,900(円) ③メーター使用料＝100 (円) ④消費税＝195 (円) 以上より、 合計水道使用量＝①+②+③+④ ＝4,095 円
	②	小野田町	5,145	
	③	宮崎町	4,515	

公共料金決定の経緯

1. 「サービスは高い方に、負担は低い方に」が原則

住民サービス向上と合併メリットを具体的に示す目的から、「サービスは高い方に、負担は低い方に」という原則が、合併協議会当初から共通認識としてあった。水道料金もその原則に則り、3町の中で最も安い旧中新田町の料金（基本料金、超過料金共）に合わせて調整を進めた。

2. 住民の意見の反映

住民の意見は合併協議会の住民委員を通じて取り入れる形とし、アンケート等を活用して住民意見を料金へ反映するというプロセスは採用しなかった。なお、住民には料金決定の考え方、すなわち合併による運営の効率化を通じて「サービスは高い方に、負担は低い方に」を基本に料金を決定する旨を、任意協議会開設後に2回開催した住民座談会等において説明している。

3. 合併支援プラン活用について

合併支援措置としての包括的な特別交付税措置を活用し、一般会計から水道事業会計に対して繰出している。

≪水道料≫加美町

効果の検証	1. 住民の反応 料金低下に伴う住民負担軽減が、もっとも明確な合併の効果である。アンケート等の調査を行っていないので、住民の意見等は特に聞こえてこないが、全体として淡々と新料金が受け入れられており、納得しているようである。 2. 経営の効率化 合併後に合理化（上下水道課で計2名の削減等）が行われている。それに加えて、合併後に水道使用量が若干増加しており、水道事業としての収入は増加している。そのため、合併後3年目、すなわち平成17年度以降は一般会計からの繰出に頼らなくてもよい状態が見込まれている。
財政状況と公共料金の関係	1. 合併前の水道事業 合併前の水道事業は、①旧中新田町では4割が県の公水（大崎広域水道）から受水、6割が自前の井戸による調達、②旧小野田町では、ほとんどを県の公水（大崎広域水道）からの受水、③旧宮崎町では全量自前調達となっていた。自前の水源を持たない旧小野田町は、全国的に見ても水道料金が安い町であった。そのため、国の「高料金対策事業」による交付税を受け、3町の中では唯一、合併前に一般会計からの繰出が行われていた。 2. 合併後の水道事業 合併支援措置の特別交付税措置活用による、水道事業会計に対する一般会計からの繰出は次の様になっている。 ○平成15年度：合併に際して、①料金を低い町に統一したこと、②旧中新田町では一部の施設で資産減耗をしていない期間があり、調整が必要であったこと、③平成14年度の執行残の処理もあったことから、一般会計からの繰出は1億700万円であった。 ○平成16年度：合併による事業のスリム化の効果と、前年度に見られた特別支出がなかったため、一般会計からの繰出は1,300万円に留まった。 ○平成17年度：合理化等により、一般会計からの繰出に頼らない経営が可能との見通しである。 なお、旧3町共に、合併前に水道施設整備はほぼ完了しており、また施設整備に際して生じた借入金（水道事業債）もほぼ完済されていた。 3. 合併後の整備事業 加美町は面積が広く、水源も比較的遠い。そのため、受水・送水状況を一元的に監視できるインターネット接続の中央監視システムを、平成15年～平成16年度の2ヵ年事業として、4,700万円かけて整備している。このシステムは、今後の一層の合理化も考えた、水道関連で唯一合併後の大きな整備である。

《水道料》加美町

今後の展望

1. 水道料金改定について

基本的には合併後 3 年間は現行料金を維持し、その間に適正料金について検討することになっている。

水道は決算主義であり、現時点で平成 15 年度決算しか出ていない状況のため、平成 16 年度決算を見た上で、正式に今後の料金体系のあり方を決定することになる。ただし、平成 17 年度以降も、現行水道料金体系で、一般会計からの繰出なく事業を継続できる見込みとなっている。

2. 完全なシステム統合について

旧 3 町の事業を一つに統合しているものの、合併後も旧 3 町の配管は接続されておらず、実質は旧 3 町別々のシステムを維持したままである。そのため、旧 3 町の配管を接続した形での正式な事業統合に関して、現在コンサルタントに調査を委託している。

3. 配管設備更新について

旧小野田町の一部では石綿管が使用されていたため、「老朽管更新事業」が平成 18 年度まで行われている。それ以外の配管は、平成 12 年度に更新作業が行われた旧中新田町を除くと、あと 10 年ほどで耐用年数に達する。しかし、現時点ではそれらの修繕・更新費用について、具体的な検討に入っていない。

その他

合併後も、順調に事業が進んでいる。

《下水道使用料》加美町

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16)		加美町	2,467 (円) ※消費税込み	※20m ³ /月で記載
経過措置後				[現在の下水道料金算定式]
合併直後 (H15)		加美町	2,467	※20m ³ /月で計算 (10 m ³ 超過使用)
合併直前 (H15)	①	中新田町	2,520	①基本料金＝1,100 (円) ≤10 m ³ ②超過金額＝超過使用量(m ³)× 超過単価 (円) ＝10(m ³)×125 (円) ＝1,250 (円) ③消費税＝117 (円) 以上より、 合計下水道使用量 ＝①+②+③ ＝2,467 (円)
	②	小野田町	2,572	
	③	宮崎町	2,572	

公共料金決定の経緯

もともと下水道料金では、旧3町の格差は無いに等しかった。しかし、水道料金と同様に、合併協議会での共通認識、すなわち「サービスは高い方に、負担は低い方に」を原則として調整が行われた。

下水道料金は基本料金、超過料金の二部料金制となっており、それぞれで低い料金に統一されている。月あたり20m³の使用を例にすると、基本料金は旧小野田町、旧宮崎町の1,100円に統一されている。また、超過料金は旧中新田町の125円に統一されている。

料金決定に際する住民意見は、公共料金全般と同様に、合併協議会の住民委員の意見を通じて取り入れている。

効果の検証

1. 住民の反応

水道料金と同様に、料金低下に伴う住民負担の軽減が最も明確な合併の効果である。特にアンケート調査などを通じて住民意見を聞いてはいないが、全体として淡々と合併後の事業や新料金体系が受け入れられており、納得しているようである。

2. 経営の効率化

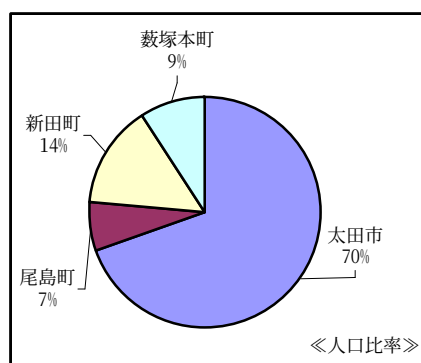
合併後の合理化等の効果もあり、合併前と同様に下水道債の元本償還等に充てる目的での一般会計繰出は必要なものの、料金統一後も比較的安定的な経営状態が保たれている。

また、集中処理施設導入を検討したが、加美町は面積が広いこともあり、旧町単位の合併前の下水処理体制を維持することが、費用の面でも効果的であると判断している。

≪下水道使用料≫加美町

財政状況と公共料金の関係	1. 財政状況 合併前の旧3町それぞれの下水道事業特別会計は、いずれも一般会計からの繰出が行われていた。それは、下水道事業自体が非常に設備投資負担が大きく、下水道債の元利償還のためには、一般会計からの繰出を充当する必要があるためである。実質的に下水道事業での独立採算はまず無理である。 合併後も引き続き、下水道債の元利償還に充当する目的で、一般会計からの繰出が行われている。また、料金引き下げによる影響に対応するため、公共料金格差是正のための特別交付税措置も利用されている。平成15年度、平成16年度は、共に計6億円ほどが一般会計からの繰出されているが、設備維持管理費用等はおおむね徴収した下水道使用料でまかなえているため、事業の運営状況は安定している。 2. 施設統合等の事業投資 合併後も、旧3町の下水处理体系をそのまま継続している。合併を期に、近接する施設を統合した集中処理施設建設についても検討を行ったが、統合施設を新たに建設する場合の方がコスト高となることが判明したため、既存の処理施設や処理管轄を維持している。 また、未整備地域が残っており、合併前に旧3町ごとに計画された事業を、そのまま合併後も計画に沿って実行・整備することとなっている。
今後の展望	3年間現行料金を維持し、その間に適正料金について検討することになっている。現状の下水道事業から判断するに、 ①合併前の処理施設を継続使用でき、集中処理施設といった新たな投資負担の必要がないこと ②下水道事業債元利償還のための一般会計からの繰出は現状のレベルで安定していくと予想され、また設備維持管理費用等はおおむね徴収した下水道使用料でまかなえていること などの理由から、今後特に下水道事業の会計状況に変化は生じず、現在の料金体系や整備計画を維持することが可能とみられる。
その他	合併後も、順調に事業が進んでいる。

群馬県 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会（太田市）



群馬県

市町村名				合併年月			合併形態	
太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）				平成 17 年 3 月 28 日			新設合併	
対象項目								
		一般ごみ		保育料				
市町村基本情報								
合併後市町村特徴								
群馬県東部の中心的な都市であり、東京都心からは約 80km 圏の関東平野北西部に位置する。金山や八王子山系を除くと平坦な地形の都市である。南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れ、北と南はそれぞれ栃木県、埼玉県に接している。年間平均気温が 14℃前後で、四季を通じて晴天が多く比較的温暖な気候である。冬季は空っ風（からっかぜ）と呼ばれる乾燥した北西の季節風が吹く。 核家族化と少子高齢化が進行しており、平成 12 年では 1 世帯当たり人員が 2.87 人、老年人口比率が 14.90%となっている。戦前の中島飛行機の伝統を引き継ぎ、富士重工が立地するなど北関東有数の工業都市であるとともに米作、畑作、花卉、酪農など農業も盛んであるが、商業・サービスの機能の拡大とともに、第一次産業、第二次産業とも就業者人口の構成比は減少している。 この地域は古代から栄え、市内にある天神山古墳は東日本最大の前方後円墳であり、新田氏、徳川氏にゆかりの寺社、史跡も多くあるなど歴史の古い地域でもある。藪塚本町は県内有数の温泉地でもあり、観光都市としての性格も有する。								
		市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)	
現在（年）								
合併直後 （H17.3.28）		太田市 【オヂシ】	176.49	207,349 （外国人含 まず）	70,110	50,945	1,598	
合併直前 （H16.4.1）	①	太田市 【オヂシ】	97.96	144,132	49,477	34,241	1,096	
	②	尾島町 【オジママチ】	19.34	14,356	4,874	4,113	115	
	③	新田町 【ニッタマチ】	38.22	29,906	9,462	7,827	214	
	④	藪塚本町 【ヤブヅカホンマチ】	20.97	18,955	6,297	4,764	173	

《全般的な内容》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

自治体情報	
住所・連絡先	住所 群馬県太田市浜町 2-35
	電話 0276-47-1111
	FAX 0276-47-1886
URL	http://www.city.ota.gunma.jp/
E-mail	005800@mx.city.ota.gunma.jp （合併協議会）

合併の契機	平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法の目指す、地域の住民や行政が主体となった、地方の自己決定と自己責任による行政システムへの変革を果たすべく、公共施設や広域的な交通体系の整備、身近な行政サービスの充実や行財政基盤の強化などにより、東毛地区における拠点都市としての発展を図ることを目標に合併を行うこととなった。 合併の枠組み、すなわち対象となる市町村の範囲や方式は、容易に協議がまとまらず、平成 12 年度以降 7 回も変わるというめまぐるしい変遷を経た。「東毛地域合併協議会」が設置され、中核市を目指して、隣接するもう一つの東毛の拠点都市である桐生市及びその周辺の町村も含めた大きな枠組みでの合併なども模索されたが、多くの広域行政に取り組んできた太田市と新田郡尾島町、新田町、藪塚本町の 1 市 3 町による合併が、効率的な行政運営、類似施設の重複投資の回避、議員・職員数の見直しなど一体的・計画的な行政運営が推進できるという結論に達した。東毛地域合併協議会は存続しているが事務事業は休止しており、太田市を中心とした新市と桐生市を中心とした新市がそれぞれ合併により誕生し、その後両市で中核市を目指すこととなった。 平成 15 年 12 月 15 日に市町議会での議決を経て、同 25 日にまず太田市・尾島町・新田町合併協議会設立総会が開催された。その後平成 16 年 2 月 13 日に藪塚本町を含む 1 市 3 町による合併協議会となり、6 月 1 日に合併協定書の調印がなされた。市町議会の廃置分合の議決、県知事への申請、県議会の廃置分合の議決、知事決定、総務大臣への届出、総務大臣告示を経て、平成 17 年 3 月 28 日に新太田市が誕生することとなった。
公共料金決定の経緯	公共料金決定の経緯については、行政コストの低減や適正な受益者負担を実現し、行財政基盤の強化を図るべく、新市誕生にあわせて調整が図られてきた結果、合併協定書において、「施設等の利用料は原則として現行のまま新市に引き継ぎ、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に考慮し、類似施設については段階的に基準を見直すことになっている。また、手数料については、可能な限り統一するものとする」と定められている。 公共料金については、新市移行後段階的に調整ないし速やかに調整、あるいは太田市（現行）の例により調整といったものが大半である。廃置分合による新設合併のため、公共料金に関連する広域清掃組合、火葬場・式場、水道事業などを含む一部事務組合も脱退、解散、新市以降までに調整など組合ごとに異なっている。 印鑑登録証明書交付手数料／デイサービス通所サービスについては、1 市 3 町ともそれぞれ 300 円／1,080 円であるため、現行料金のままとなる。また、生活援助員派遣は、尾島町のみが 1 時間 150 円で実施しており、合併後は現行地域のみで現行料金のまま存続することとなっている。

《全般的な内容》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

水道事業についてみると、料金に関しては新市移行後段階的に調整となっている。現行は口径 13mm で 20 m³ 使用した場合太田市と尾島町が 2,050 円、新田町が 2,780 円、藪塚本町が 2,550 円（いずれも消費税別）である。料金以外については大半が太田市（現行）の例により調整する、とされている。

下水道は、太田市以外の 3 町は現在未供用で平成 18 年度供用開始予定であり、太田市の例（消費税込み月額 1,785 円）により、新たな料金を設定する予定である。

介護保険事業では、運営協議会については太田市（現行）の例により調整などとなり、保険料年額は平成 18 年度から統一保険料となっている。

給食費は、小学校については月額 4,000 円（年額 44,000 円）で、中学校については自校方式校は月額 4,800 円（年額 52,800 円）、センター方式は月額 4,600 円（年額 50,600 円）になる。

ごみ収集については、合併までに有料化の方向で総合的に検討し、合併後速やかに実施する、とされている。

保育事業については、公立保育所は新市に移行後当分の間現行どおりとし、段階的に調整し、保育園保護者負担金については、新市に移行後速やかに調整する、とされている。

以上の 2 つの分野については、ヒアリング対象項目であるので別途詳述する。

財政状況と公共料金の関係

合併前の 1 市 3 町とも自治体とも対住民サービスの向上を図る観点から、適正なサービス水準と料金水準のバランスを考慮して設定してきている。また、ごみ収集などは財政状況とは別に、ごみ減量という施策目標に対して、その実現のために有効な施策として公共料金を位置づけている。

このため、公共料金水準に多少のばらつきは見られるものの、合併後の新料金設定に際して問題となるような大きな違いは見られないと考えられる。公共料金設定の経緯でも述べたように、合併の目的を財政状況から見ると「行政コストの低減や適正な受益者負担を実現し、行財政基盤の強化を図る」であることから、この目的に即した料金設定のための調整が各分野において図られ、ごみ収集や保育料など一部については、合併後即新料金に移行する、という状況が実現できたものと言えよう。

その他

《清掃代 一般ごみ》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

	市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (年)			●合併前 太田市・藪塚本町は指定ごみ袋を採用しており、その希望小売価格は 10 枚単位で 80 円である。ただし店によって安売りしているところもある。 尾島町は 10 枚単位で 800 円のごみ袋を販売している。 新田町の二段階有料制は規定量まで 1 枚 100 円、超過分は 1 枚 170 円である。年間 110 枚までの規定量以内では 45(l)10 枚で 1,000 円、それ以上は 10 枚単位で 1,700 円の販売である。 ●合併後 クリーンチケット方式 1 枚につき 150 円分のごみ袋が購入可能である。大 45(l)の例で 10 枚である。 クリーンチケットは 3～4 人世帯の例で、平成 17 年度は 7 枚、18 年度は 6 枚、19 年度以降は 5 枚が送付される。超過分については大 45(l)10 枚で 800 円となる。 詳細は「財政状況と公共料金の関係」のところで別途後述している。
経過措置後 (年)			
合併直後 (H17.3.28)	太田市	二段階有料制（右記）	
合併直前 (年)	① 太田市	無料	
	② 尾島町	80 円	
	③ 新田町	二段階有料制（右記）	
	④ 藪塚本町	無料	

《清掃代 一般ごみ》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

公共料金決定の経緯

平成 16 年 6 月 1 日の合併協定書で有料化の方向が決定され、10 月 1 日に一元化・二段階有料方式が決定された。方式はクリーンチケット方式である。その後地域への具体的な説明に入っており、180 回ほどの説明会が開催されることになっている。

新市建設計画ではごみ減量 3 割（対平成 15 年度排出実績値）が目標であり、今回の二段階有料方式・クリーンチケット方式は、その実現の手段として導入されることになっており、平成 17 年度、18 年度、19 年度以降と段階的にチケット枚数の低減が予定されている。

実施に際しては、新市誕生の平成 17 年 3 月 28 日から新方式の即時導入となり、その 2 週間前の 3 月 15 日に新しいごみ袋が一斉に発売される予定である。

効果の検証

新市の一世帯当たりごみ排出量は、平成 15 年度実績値では約 650kg となる。3 割減量は 455kg となり、平成 19 年度のごみ排出量の目標値として 500kg を設定した。この数値に基づいて、ごみ袋ごとに重量換算を行い、料金と枚数を設定した。その値については下記に記述している。

合併後に、この数値との対比で、目標達成度が明らかになる。

財政状況と公共料金の関係

財政状況の観点ではなく、具体的な数値目標に基づくごみ減量の観点から徴収方式とごみ袋の枚数が決定されていると考えてよい。

料金については、現在有料化を実施している新田町と尾島町の歳入平均がごみ処理経費の 25.1%と算定されており、これと同一の処理経費を太田市で採用すると、45(l)袋で約 800 円となることから、これに基づいて基準単価をキロ当たり 8 円とし、ここから重量換算して設定している。

●クリーンチケット配布枚数

	1～2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
H.17 年度	6	7	8
H.18 年度	5	6	7
H.19 年度	4	5	6

クリーンチケット 1 枚が 150 円で、ごみ袋が大 45(l)なら 10 枚、中 30(l)なら 14 枚、小 20(l)なら 20 枚購入できる。上記の規定量を超えると、すべて 10 枚単位で大 45(l) 800 円、中 30(l) 560 円、小 20(l) 400 円となる。

大中小の 3 種類を用意しているのは、季節によるごみの排出量の変動に対応するためであり、これもごみ減量を目指す観点からの措置である。

《清掃代 一般ごみ》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

今後の展望

現在の一般ごみ収集は、尾島町、新田町が太田市への事務委託、藪塚本町は桐生の広域組合に属しているため桐生市への委託となっているが、合併後は藪塚本町分については、施設の建設費負担もしていることから、当面桐生広域組合への委託となる。

現在の太田市は、一般ごみの収集自体は無料であり、ごみ袋の購入に上限がないため、散らかったごみステーションの片づけなどは、自発的に気が付いた人が善意で袋にまとめているような状況である。合併後は規定枚数付きのチケット制となるため、こうした善意の行動が負担になることから、ボランティア袋の導入などを検討する必要がある。

一般ごみ収集については、各市町の規則で定めて、これを新市に引き継ぐ形となっている。合併後は条例制定を予定している。ごみ袋販売の指定店については要綱で定めている。

その他

参考までに、不燃ごみについては、現在袋代の徴収のみだが、合併後は有料化の方向である。

藪塚本町については、合併後は一般ごみと異なり、桐生広域から離脱し、全体として新市として実施する。

分別のしかたは現行の1市3町でばらばらであるのを統一する方向であり、収集形態も直営と委託と双方あるが、徐々に統一する方向である。太田市の委託事業については、事業者の組合組織があり、新市としても組合ができることが望ましい。

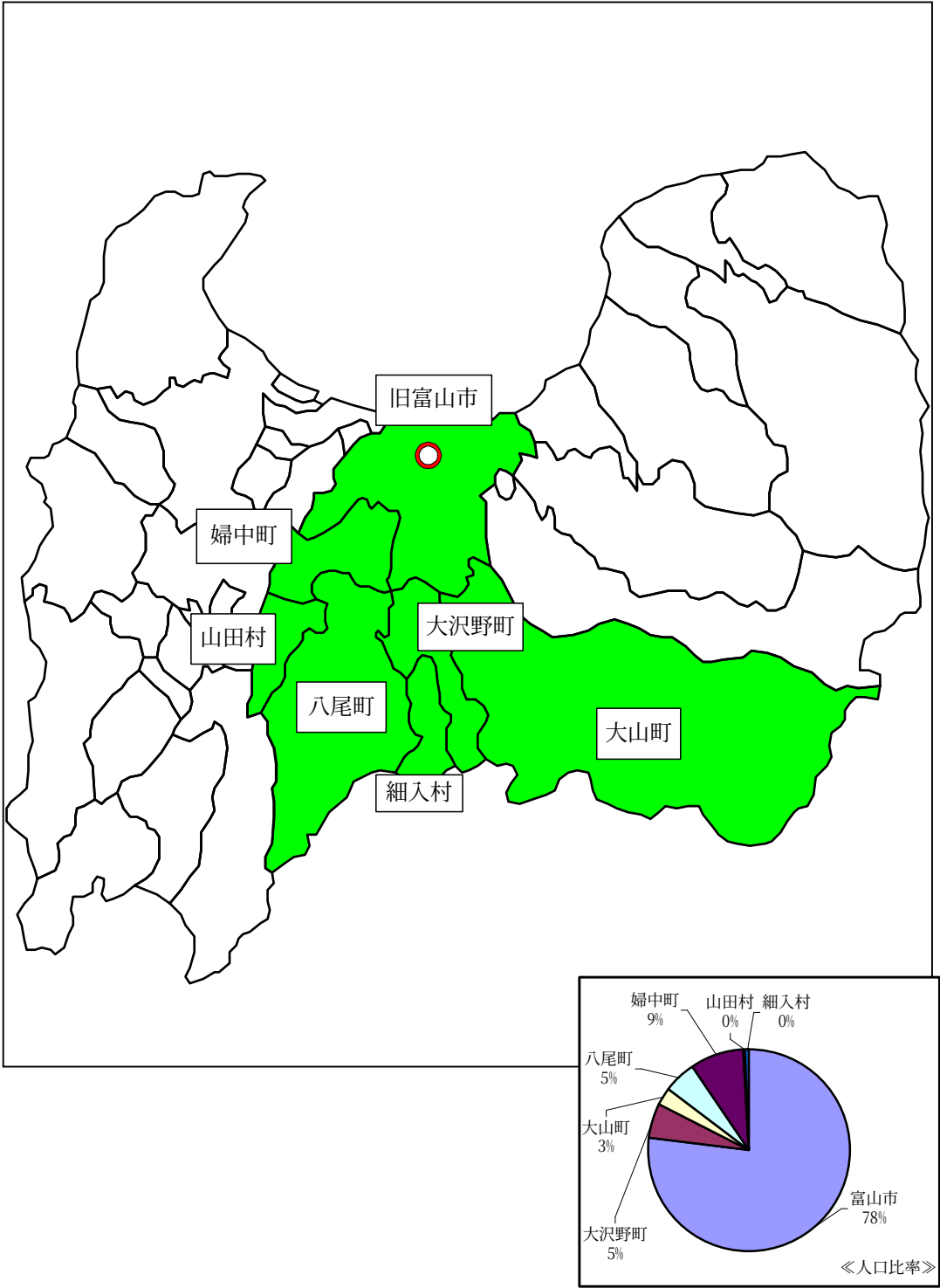
《保育所保育料》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在				単位：国基準に対する比率（％）
経過措置後		太田市	一部経過措置 2 年 （尾島町、藪塚本町）	●保育料階層 太田市 24 階層 尾島町 10 階層 新田町 7 階層 藪塚本町 7 階層 合併後（案） 23 階層 ●実際の保育料（保護者負担金） 最も高い太田市で 18,422 円／月 （平成 15 年度児童数のべ 38,031 人）、最も低い尾島町で 13,230 円／月（同 5,040 人）と なっていて、月額で約 5,000 円 の差がある。
合併直後 （H17.3.28）		太田市	65.9	
合併直前 （年）	①	太田市	66.0	
	②	尾島町	61.1	
	③	新田町	65.2	
	④	藪塚本町	64.0	
公共料金決定の経緯				
合併が平成 17 年 3 月 28 日であり、同 4 月の新年度から一部移行措置を含む形で新料金に移行する。 従来は太田市が条例で決定、3 町は規則で決定してきたが、条例方式の場合決定に議会を経る必要があるなど、料金設定に際して柔軟な対応がしにくいため、合併後は規則で定めることになっている。				

《保育所保育料》太田市、尾島町、新田町、藪塚本町合併協議会（太田市）

効果の検証	合併後の23階層は現段階では案であるが、今後の情勢の変化により変動があり得る。効果の検証を行う場合は、その実施結果に基づき合併前後での行財政に対する影響を比較して行うことになる。
財政状況と公共料金の関係	新市の保育料決定に際しては、二つの重要なポイントがある。一つは保育所徴収金基準額表の第一階層、第二階層のいわゆる低所得者層に手厚く、合併による保護者負担増はしないということと、もう一つは所得に応じた保育料を設定する、ということである。 現行の保育料の最高の太田市と最低の尾島町で、階層別比率を見ると、第1階層が太田市0.06%、尾島町0.1%、第2階層が太田市13.5%、尾島町9.4%であり、第3階層以上の構成比は、両市町でほとんど差がないのが現状である（最も所得水準の高い第7階層で太田市5.4%、尾島町1.0%とやや違いが目立つ程度）。このことが、太田市の料金水準で合併後即時統合という決定に結びついた。単純な保育料月額と比較のみではこういう結論には達しなかったと考えられる。 また、公立と民間の保育園の数を見ると、公立は太田市と新田町で各1あるのみで、残りは民間で39（うち、太田市26、現在建設中のものを含む）となっており、1市3町で民間が大半という均一な状況も、料金決定に有利に働いたと考えられる。太田市立の保育園と地域内の同規模の民間の保育園を比較すると、人件費で公立の方が1.5倍となっている。ただし諸経費は民間の方が高いようである。行政コスト全体で考えた場合でも、こうした官民の比率が適性であると考えられる。 なお、隣接の桐生市の場合、公立の保育園が多く、行政負担が大きい。東毛合併協議会での合併による中核市を目指した場合は円滑な料金決定はできなかったであろう。
今後の展望	合併後の新市では、2つとなる公立保育園を1つに削減する可能性もあるが、現在でも大半が民間であり、尾島町と藪塚本町では既に町内の全保育園が民間であることから、このことによる保育料や市財政への影響はそれほど大きくはないと考えられる。 英語教育特区などユニークな施策を実施している太田市が、合併後の新市においても、少子高齢化の中で、明日を担う子供たちの育成のために、どのような保育施策が展開できるかが焦点であろう。
その他	

富山県 富山地域合併協議会（富山市）



富山県

市町村名				合併年月		合併形態	
富山地域合併協議会（富山市）				平成 17 年 4 月 1 日		新設合併	
対象項目							
水道				保育料			
市町村基本情報							
合併後市町村特徴							
県の中央部に位置し、東に立山連峰を経て長野県、南は飛騨山脈を越え岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面するなど、全体の行政区域面積は、富山県の約 3 割を占め、国内でも最大級の面積の市となる。 市域内の 2 本の一級河川（常願寺川、神通川）は、上流域から下流までが一体となって豊富な水源を育んでいる。また富山港、富山空港、ＪＲ各線、幹線国道など陸、海、空の交通の要衝地となっている。							
		市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)
現在（H16）		—	—	—	—	—	—
合併直後 (H17.4.1)		富山市	1,241.85	420,804	未確定	未確定	未確定
合併直前 (H16.4.1) 注 1) 予算額は、H16 年度当初 注 2) 人口は、H16 年 9 月末の住民基 本台帳人口	①	富山市【トヤマシ】	208.91	322,196	124,803	138,774	3,425
	②	大沢野町【オサワノ マチ】	74.66	22,890	8,300	5,961	249
	③	大山町【オヤママチ】	572.32	11,737	5,916	3,214	191
	④	八尾町【ヤツオマチ】	236.86	22,403	11,689	6,811	281
	⑤	婦中町【フチュウマチ】	68.04	35,758	12,350	9,452	343
	⑥	山田村【ヤマダ [△] ムラ】	40.92	1,892	2,490	1,382	54
	⑦	細入村【ホソイルムラ】	40.24	1,829	1,671	1,012	37
自治体情報							
住所・連絡先		住所	富山市牛島町 5－7				
		電話	0 7 6－4 3 1－3 4 2 2				
		FAX	0 7 6－4 3 1－3 4 2 3				
URL		http://ww2.ctt.ne.jp/tgpi-01/					
E-mail		Tgpi-13@pe.ctt.ne.jp					

《全般的な内容》富山地域合併協議会（富山市）

合併の契機

古くから生活全般にわたり深く結びついてきた7市町村は、これまで地域の特色を活かしたまちづくり、広域行政の推進などに取り組んできましたが、近年、地方を取巻く社会情勢が大きく変化し、住民のニーズが多様化する中で、様々な問題や課題が生じており、とりわけ、交通・情報通信手段の発達や経済活動が活発化するにつれ、通勤や買い物、通院などの生活範囲は行政区域を越え、これまでとは異なる行政サービスの提供が不可欠になってきている。

また、自己決定・自己責任を原則とする地方分権時代を迎え、権限移譲が進む中で、行政体の政策形成能力や専門的な事務処理能力の強化はもとより、縦割りで画一的な行政システムの改善や住民主体の地域自治の再構築が必要となってきたことも要因として挙げられる。

さらに、今一番問題視されているのは、少子高齢化の進行で、当地域の将来見通しでは、平成27年には約4人に1人が65歳以上の高齢者で占め、年少人口や生産年齢人口の減少が一層顕著化し、医療・福祉等に関連する財政需要が増大し、経済活動の低迷もあいまって財政環境は一段と厳しくなると予想されており、健全な行財政基盤づくりは急務である。

このような中で、7市町村が将来にわたり、基礎自治体としての役割を果たし、様々な行政課題に迅速・的確に応えていくためには、従前の各市町村単独で、市町村間の連携で進めてきた行政サービスや施設整備などを、合併により効率化するとともに、行財政基盤を強化する必要がある。

また、この地域には、先人が守り育ててきた美しい風景や特色ある文化、産業を支える豊富な資源が多く存在していることから、これらを住民と行政との協働で、新しい使い方を工夫して地域の価値を高めるような仕組みを整えながら、地域の持続的な発展を目指すには、市町村合併は極めて効果的な手段であると考えたことが挙げられる。

平成15年4月1日に富山地域合併協議会が発足。16年10月9日に合併調印、

平成16年12月16日に県知事より合併決定書が交付され、平成17年4月1日合併予定である。

《全般的な内容》富山地域合併協議会（富山市）

公共料金決定の経緯	公共料金に限らず、合併協議を進めるにあたり、次の協議方針を定めその方針に添って、調整を行っている。 協議会発足にあたっての確認書における基本的な考え方としては、 （１）関係市町村のこれまでの歩み、個性豊かな地域づくりへの取組みなどを尊重しつつ、合併の効果・メリットが発揮できるよう努めること （２）行政サービスは高く、負担は低い方で議論を行なう などであり 協議の視点としては （１）今後も、スリムで効率的な行政体を目指すという視点 （２）住民の理解が得られるかの視点 （３）合併後の新市の生活が、原則、従来の営みと変わらない、急激な変化をもたらさないという視点を踏まえながら、調整を行なっている。 なお、水道料、保育料を含めた公共料金等の新料金体系の住民への周知は、平成 16 年 12 月に「新市のすがた」（合併協議会臨時号）を全戸配布するなどにより行っている。
財政状況と公共料金の関係	平成 14 年度における構成自治体全体の主な財政指標をみると、財政力指数は 0.721、経常収支比率は 81.8%、起債制限比率は 9.1%となっている。一般に 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている公債費負担比率は 16.6%となっている。 合併協議会で確認された各事業の調整方針（公共料金を含む）を踏まえ、現行制度をもとに、過去の実績や今後の経済見通しなどを考慮しながら、新市として健全な財政運営を行うことを基本に調整していく方針である。
その他	

《水道料》富山地域合併協議会（富山市）

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (年)		—	—	口径 13mm の水道を 一般家庭 20 m ³ /月使用した場合の 1 カ月料金 (税前)
経過措置後 (年)		—	—	
合併直後 (平成 17 年)		富山市	1,780 円	
合併直前 (平成 16 年 4 月 1 日) 山田村・ 細入村は 簡易水道	①	富山市	1,780 円	
	②	大沢野町	2,190 円	
	③	大山町	2,550 円	
	④	八尾町	2,700 円	
	⑤	婦中町	2,710 円	
	⑥	山田村	3,971 円	
	⑦	細入村	2,940 円	
公共料金決定の経緯				
各市町村の水道料金については、かなりのばらつきがみられる。最も大きなウエートを占める富山市が最も低い水準にあることから、改定による住民負担の影響が少ない方向として、富山市の水準に統一することとなった。				
また、大沢野町、大山町、八尾町、山田村で徴収していた量水器使用料についても、富山市の現行制度に合わせ無料化する。				
この場合の、合併初年度の当初予算は、料金等で約 4 億 5 千万円の減収が見込まれ、収益的収支では、約 1 億円の当年度純損失が発生するものと推計される。しかし、合併市町村が保有している減債積立金等の内部留保資金が約 4 3 億円あるため、資金的には経営が成り立つ見通しである。				

《水道料》富山地域合併協議会（富山市）

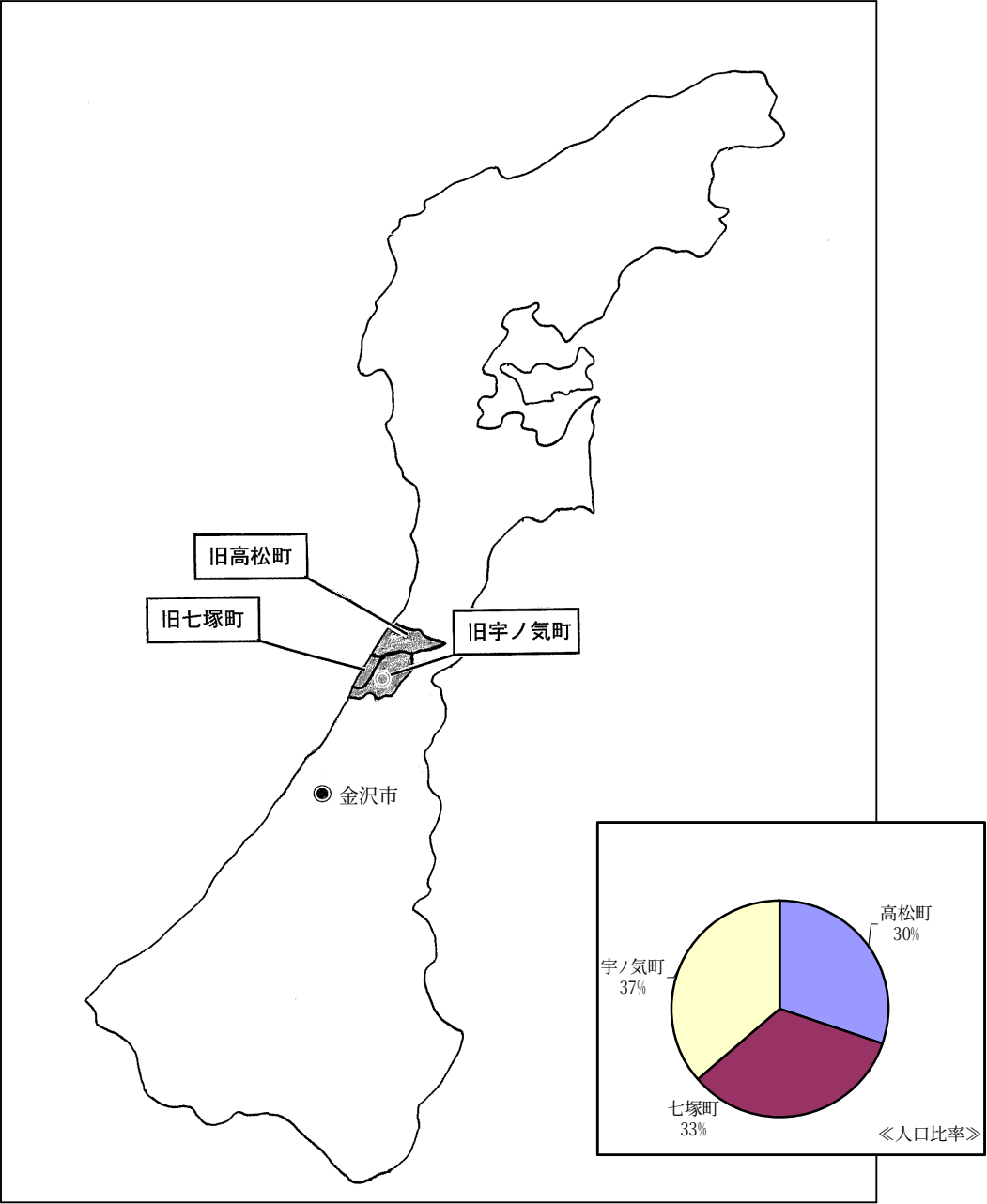
効果の検証	料金体系については、一番低い富山市の料金に統一したことから、各町村住民の負担軽減に繋がるものと考えている。 なお、住民への新料金体系の説明には、利用者のウエートの大きい口径 20mm の水道を一般家庭 30 m³/月使用した場合の 1 カ月料金を用いている。
財政状況と公共料金の関係	水道料金は、水道事業会計の根幹である。合併時に富山市の料金体系に統一することにより、水道事業会計では、収益的収支で約 1 億円の当年度純損失が発生するものと推計される。
今後の展望	浄水場や配水幹線等の更新事業をはじめとする施設整備等の水道事業計画の整備を行い、これを基本として、中長期財政計画を策定し、健全運営に取り組んでいく。
その他	特になし

《保育所保育料》富山地域合併協議会（富山市）

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在		—	—	国の徴収基準額に対する保育料徴収割合
経過措置後 (H22.7)		富山市	国の徴収基準額の概ね 75 %	
合併直後 (H17)		富山市	未定	
合併直前 (H16.4.1)	①	富山市	7 市町村平均で国の徴収基準額の概ね 78 % を徴収	
	②	大沢野町		
	③	大山町		
	④	八尾町		
	⑤	婦中町		
	⑥	山田村		
	⑦	細入村		
公共料金決定の経緯				
合併市町村間における、国の徴収基準額に対する現行の保育料徴収割合は最大 79.9%、最小 42.7%となっており、また、保育料の階層区分は、最大15 階層、最小7 階層と、保育料及び保育料の階層区分が大きく異なっている。 合併後の保育料の設定については、「合併時から統一すべき」という意見と、「数年間かけて統一すべき」との意見があったが、保育料変更に伴う住民負担の影響を考慮して、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年度は経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め段階的に調整するものとし、平成 22 年度に統一した保育料（7 階層）を設定することとした。 国の徴収基準額に対する保育料徴収割合については、概ね 70%、概ね 75%、概ね 80% の 3 つの案が出されたが、最終的には一番意見が多かった概ね 75%とすることとなった。 また、多子世帯の保育料の減額制度については、減額内容が総合的に一番充実している富山市の制度（2 人目 50%、3 人目無料）に合併時から統一することとした。				

《保育所保育料》富山地域合併協議会（富山市）

効果の検証	階層別保育料については、国の徴収基準額の改定をまって合併後に決定するため、現段階では不明。
財政状況と公共料金の関係	人口が一番多い富山市の保育料が下がることにより、新市の保育料収入は減少する。
今後の展望	協議結果に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年度については、経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整するものとし、平成 22 年度に統一した保育料（7 階層）とする。 今後、未満児保育や休日保育、延長保育などの多様な保育ニーズに対応していく必要があり、施設面や人的面の整備が課題となってくると考えられる。
その他	



石川県

市町村名				合併年月		合併形態	
かほく市				平成 16 年 3 月		新設合併	
対象項目							
水道	下水道			保育料			デイサービス
市町村基本情報							
合併後市町村特徴							
能登半島の付け根に位置する。河北郡 5 町のうち、津幡町、内灘町を除く、北側に位置する高松、七塚、宇ノ気の 3 町が合併して、かほく市が発足した。産業的には、繊維関連の製造業が地場産業として発展し、砂丘地を利用したぶどう、長いも、すいか等の果樹栽培や稲作が盛んである。近年は、コンピューター製造などの情報・通信産業の進展が顕著である。県都金沢市まで車で約 30 分と近いことから、金沢への通勤者も多く、金沢圏域のベッドタウンとしての性格も備えている。旧宇ノ気町地区は世界的哲学者西田幾多郎の出身地である。							
	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)	
現在 (H16.9)	かほく市 【カホク】	64.76	35,409	16,681	12,936	425	
合併直後 (H16.3)	同上	64.76	35,455	3,669	2,966	429	
合併直前 (H16.2)	① 高松町 【タカマツチ】	26.40	10,702	5,983	4,158	119	
	② 七塚町 【ナツカマチ】	6.39	11,812	4,769	3,675	122	
	③ 宇ノ気町 【ウノケマチ】	31.97	12,941	6,931	3,510	128	
	下水道組合					8	
	消防組合					55	
	給食組合					2	
自治体情報							
住所・連絡先	住所	〒929－1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地					
	電話	(076) 283－1111					
	FAX	(076) 283－4644					
URL		http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/					
E-mail		info@city.kahoku.ishikawa.jp					

《全般的な内容》かほく市

合併の契機

全国的な市町村合併の流れの中、石川県が示した合併パターンを参考に高松、七塚、宇ノ気の3町は合併を摸索することになった。3町は広域的行政面において、消防事務の一部事務組合を設立しており、その他ごみ処理施設や斎場運営に関する同一の一部事務組合に属しており、行政運営で協調関係が強かったことや、住民アンケート調査では3町による合併を望む回答が最も多かったことが、この枠組みでの合併へと進む大きな要因となった。

さらに合併への大きな原動力となったのは、市制施行に伴う行財政基盤の強化やイメージアップである。3町が合併した場合、人口は約3万5千人となり、平成16年3月までに合併すれば国の特例措置により市となることができるからである。市になれば福祉事務所の設置も可能となり、よりきめの細かい施策を行う体制が整えられるなどのメリットがあった。同時に「町」から「市」へ変わることで、イメージアップが図られ、企業進出や若者の定住促進も期待できた。

無論、隣接する3町が合併すれば、優れた設備を備えた公共施設を従来にも増して効率的、効果的に利用できるという、施設利用上の利点も認められた。

このような考え方に基づいて、3町は各町においてそれぞれ勉強会や合併特別委員会の設置、先進地視察などを行い、合併に向けた取り組みを本格化させていった。

平成14年2月に3町合併準備会を設置し、翌月には3町合併協議会設置に関する協議書に調印、県の合併重点支援地域に指定された。4月に合併協議会が発足し、事務事業の擦り合わせや事務の調整を進めていった。平成15年7月に合併協定書の調印、合併の町議会議決、10月に合併の県議会議決などを経て、平成16年3月1日に「かほく市」が誕生した。

公共料金決定の経緯

合併の前提条件として、3町の首長が「負担は軽い町に、サービスは高い町に合わせる」ことで合意したことから、合併自治体の公共料金の大原則が確定した。いずれの公共料金についても基本的には合併前に最も料金の低い市町村と同じ料金か、またはこれより低い料金に設定することで話し合いが進んでいった。公共料金を最低水準にする方針であったことから、公共料金の算定方法やサービス内容が異なる場合を除いて、公共料金の決定までに至る経緯はおおむねスムーズであったと言える。

《全般的な内容》かほく市

財政状況と公共料金の関係

合併前の財政をめぐる環境については、長引く不況によって3町は近年、町税収入が伸び悩んでいた。加えて、国の補助金縮小や地方交付税の見直しなどにより、歳入見通しも厳しいものであった。3町の平成14年度の歳入決算額は、高松町が53億2479万3千円、七塚町が45億3788万4千円、宇ノ気町が56億3752万8千円と、高松町を除いた2町は前年度実績を下回るなど、財政環境は引き続き困難なものであった。

平成14年度における主な財政指標をみた場合、財政力指数が（高松町0.411、七塚町0.433、宇ノ気町0.554）、経常収支比率が（高松町81.6%、七塚町88.6%、宇ノ気町86.2%）、公債費負担比率が（高松町15.9%、七塚町12.1%、宇ノ気町15.5%）の値を示し、財政状態はいくつか特定の指標においては、「黄信号」と言えるものもあった。また、財政状況の特徴として指摘できるのは、3町は分野によって優劣があるものの、ほぼ同じような傾向を示していることである。

合併前の各町の財政見通しについては、経済環境の厳しさに加え、住民の高齢化に伴う社会保障費の増加などから、より厳しくなると予想された。しかし、合併すれば町長、助役などの特別職や議会議員、一般職員の総数削減などによる人件費の抑制をはじめ、公共施設の効率的な運営などに伴うコスト削減などにより、行財政基盤の強化が確実にとなると判断、この結果、各種の公共料金も当面は現行の最低水準を維持できるとして、公共料金の額を確定した。

その他

《水道料》かほく市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		かほく市	3,249 円	口径 13mm の水道を一般家庭で 20 m ³ /月使用した場合の一ヶ月の料 金
経過措置後				
合併直後 (H16.3)			3,255 円	
合併直前 (H16.2)	①	高松町	3,606 円	
	②	七塚町	4,200 円	
	③	宇ノ気町	3,286 円	

公共料金決定の経緯

合併協議会では、水道料を合併の基本項目の一つである「住民の負担は軽い町に、サービスは高い町に合わせる」に基づいて、水道料金が一番低い旧宇ノ気町の料金に合わせた。水道料の検討時期において、受水する県水の値下げがあり、これも参考にされた。

また、水道事業手数料については、旧高松町の例を基本にしたが、開栓手数料については旧宇ノ気町の例を基本にした。水道加入分担金については、高松町の例になった。

これまで同じ河北郡を構成した津幡町、内灘町の料金も多少参考にされたが、結果的には両町の料金と比較して同程度か、またはそれよりやや低い水準となった。

料金の決定について住民の意見の取り入れはなく、合併支援プランの活用もない。

新水道料金の住民への周知は、「暮らしのガイド」の全戸配布を通じて行われた。

≪水道料≫かほく市

効果の検証	・料金が引き下げられたことにより、住民は「負担の軽減になった」と喜んでいる。 ・旧町の各役場にはサービスセンターが設置され、各センターにおいて水道の使用開閉栓届や開始届、名義変更等の手続きができることになり、住民の利便性が向上した。 ・水道の使用量については、目立った変化はない。
財政状況と公共料金の関係	・水道事業会計は合併以前、住民の井戸水使用が多い旧七塚町で赤字のケースも見られたが、合併後は黒字の見通しとなっている。 ・水道事業の職員は合併以前、旧の3町合わせて10人の職員を擁したが、合併後は2人減の8人になっており、人件費の削減が図られている。 ・水道設備については、老朽化が進んでいるが、設備の更新は旧高松、旧七塚町で設けられた基金を活用しながら順次進められており、水道会計を圧迫するような状況にはなっていない。このため、料金への影響はない。
今後の展望	・管内の人口は横ばいの見通しで、これに伴い水道の使用料も現状の水準で推移するとみられる。 ・合併協議において、水道料金は合併後3年間は改定しないことを確認しており、当面見直しの予定はない。 ・料金変更に関わる施策の予定はない。 ・合理化計画については、人員面のスリム化は図られたが、その他はない。 ・類似施設の統廃合計画については、旧町の配水管を連結することにより、効率的な給水を進めることを計画している。
その他	

《下水道使用料》かほく市

	市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)	かほく市	1,986 円	一般家庭で 20 m ³ /月使用の場合の 1 ヶ月の料金
経過措置後			
合併直後 (H16.3)		1,986 円	
合併直前 (H16.2)	① 高松町	3,150 円	
	② 七塚町	2,730 円	
	③ 宇ノ気町	2,730 円	

公共料金決定の経緯

月当たりの下水道使用料については、合併前、高松町は従量制（上水道のメーター）で使用料を徴収し、基本料金も設けていた。これに対して、一部事務組合を構成する七塚町・宇ノ気町では、認定水量制（人頭制）を採用し、基本料金は設定していなかったことから、高松町と七塚町・宇ノ気町の間では料金徴収システムに根本的な違いがあった。合併に当たっては、この違いを解消し、住民間で不公平感のない新たな料金体系をつくることを目標にした。

新料金体系の基本方針は以下の通りである。

1. 下水道経営の安定を図るために基本料金を設定する。
 2. 使用料は維持管理費（資本費を除く）分を対象とする。
 3. 下水道使用料の本来の徴収方法である従量制への移行が望ましいが、新使用料の設定に当たっては、各町の実態・実績を踏まえ、認定水量制と従量制を併用し使用料を算定する。
 4. 七塚町、宇ノ気町の料金徴収方法である認定水量制については、有収水率（処理場で処理した水量のうち、実際に料金徴収の対象となっている水量の割合）が 50%前後と低かったことから、認定水量を見直す。
 - ・七塚、宇ノ気町における認定水量制はこれまで（1 人～4 人目まで 6 m³/人、5 人目以降 3 m³/人）という料金システムになっていたが、実際の有収水率は基準をかなり下回っていたことから、まず認定水量を実態に合わせ、（1 人～4 人目まで 8 m³/人、5 人目以降 4 m³/人）と見直した。
 - ・上記の認定水量の見直しの結果、理論上において有収水量の増加が見込める。

4 人目までを 6 m³→8 m³、5 人目から 3 m³→4 m³に変更することにより、

$$8 \text{ m}^3 \div 6 \text{ m}^3 = 1.33333 \text{ 倍}$$

$$4 \text{ m}^3 \div 3 \text{ m}^3 = 1.33333 \text{ 倍}$$

の有収水量の増加が見込めることになる。
 - ・基本料金については、流入水がなくてもかかる経費を徴収することが前提であることから、人件費、電力基本料金及び汚泥処理均等割分のみで算定された案を採用した。基本料金の中には、基本使用水量の 8 m³を含むものとした。
- この方式を採用した場合、基本料金は 760 円/件・月（消費税別途）となった。

《下水道使用料》かほく市

●以上の基準と現行の料金徴収実績を勘案して、使用料単価を次のように設定した。

9 m³以上～50 m³以下 95 円/m³（消費税別途）

51 m³以上～100 m³以下 100 円/m³（消費税別途）

101 m³以上～ 110 円/m³（消費税別途）

なお、近隣自治体との比較では、全般に津幡町よりやや低く、内灘町より高い水準になっている。

合併協議会においては、下水道分科会事務局が作成した新料金の算出方法について専ら検討したもので、その過程においては住民からの意見の聴取は特になかった。

新料金の住民への周知は、広報誌及びホームページなどを通じて行われた。

効果の検証

- ・旧宇ノ気町、七塚町の地域においては、料金体系が変更となったことから、住民から問い合わせの電話があった。
- ・使用料の変更により料金が下がったところが出てきていることから、対象住民には喜ばれている。
- ・合併前は、高松町と一部事務組合（七塚町、宇ノ気町）の 2 つの事業主体が下水道事業を運営していたが、合併により維持管理費等を一本化して発注することが可能になり、委託費の削減に結びついた。
- ・合併前は、下水道関係職員が 3 町合わせて 14 人いたが、合併により 3 人減の 11 人となり、経費の削減に結びついた。

財政状況と公共料金の関係

- ・一般会計から特別会計への繰り入れについては、雨水関連の下水道施設や緊急整備計画に基づく元利償還金相当額を繰り入れている。
- ・下水道事業における長期財政計画が策定されておらず、固定資本の償却や今後の下水道使用量も見通した財政計画を作成する必要がある。

今後の展望

- ・施設の減価償却や施設の増設等を考えれば、使用料の改定は避けられない見通しである。住民の理解が得られれば 3 年後をメドに料金を改定する方向である。
- ・農業集落排水処理場については、老朽化したものから順次統廃合する計画である。
- ・使用料の低廉化を進めるため、今後は下水道への接続世帯の増加に加え、集中管理システムの導入などによる維持管理コストの一層の削減を図っていくことが課題である。

その他

《保育所保育料》かほく市

	市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)	かほく市	56.9%	国の基準と比較して〇〇%
経過措置後 (H16.4)	—	57.0%	
合併直後 (H16.3)	かほく市	68.9%	
合併直前 (H16.2)	① 高松町	65.4%	
	② 七塚町	70.6%	
	③ 宇ノ気町	69.2%	

公共料金決定の経緯

合併協議会では、保育料を公共料金決定の基本方針である「住民の負担は軽い町に、サービスは高い町に合わせる」に基づき定めた。保育料は保護者の階層区分（第1・生活保護、第2・住民税非課税、第3・住民税課税、第4以降・所得税額別）と入園児の年齢別（0歳、1～2歳、3歳以上）に応じて個々に定められているが、合併に際しては、旧各町の各区分において基本的に最も低い料金を基準にする方針で定められた。このため、合併協議会においては、保育料の設定をめぐる目立った議論はなかった。また特に住民からの意見の聴取はしていない。合併支援プランの活用はない。

合併が年度末の平成16年3月に行われたことから、旧各町がそれぞれに保育料口座振替システムを運用していたこともあり、4月までの1ヶ月間は経過措置として現行の料金とした。

近隣自治体の保育料については、特に参考にされなかった。

新保育料の住民への周知は、広報誌（合併協だより）を通じて行われた。

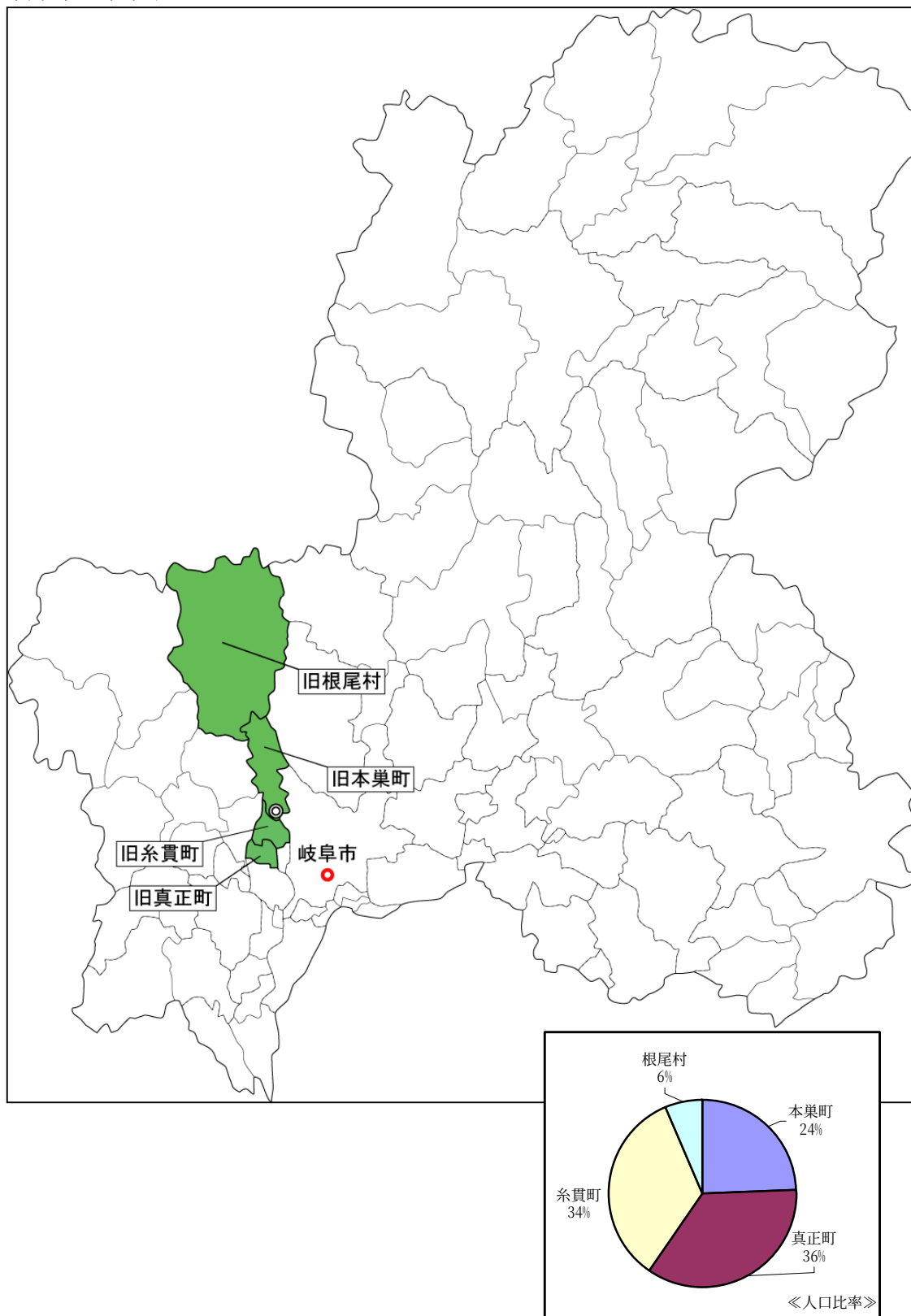
《保育所保育料》かほく市

効果の検証	・ 保育料が変更されたことによる住民の反応については、表面上見られない。また、利便性の向上や施設利用率の変化など料金以外の効果も特にない。 ・ 経営の効率化と公共料金の関係についても特にない。
財政状況と公共料金の関係	・ シミュレーションの結果、保育料改定による保育料徴収総額は合併の前後で大きな違いがなかったため、財政状況の変化は特にない。 ・ 旧町の財政状況が公共料金の決定に影響を与えたことも特にないと考えられる。 ・ 保育園関係財政を中長期的にみた場合、堅実に推移するとみられ、保育料を各区分において最低水準にまで引き下げることが可能となった。
今後の展望	・ 保育園児の総数は今後、横ばいで推移すると見られるが、0歳及び1歳児の入園者数の増加傾向や、土曜・休日保育、延長保育のニーズの高まりに伴い、保育士を増やす必要性がある。 ・ 保育料の見直しの予定はない。 ・ 市内17箇所の保育園は地区により定員数及び入園児数に大きな格差があることから、効率的な運営のため、保育園の統廃合を実施する予定である。 ・ 保育園の統廃合計画は平成17年度に策定の予定だが、その他の児童福祉施設との統廃合計画はない。 ・ 0歳児保育や土曜・休日保育、延長保育など、新たな保育ニーズへ対応するため、人的面や施設面での整備が課題になっている。
その他	

《デイサービス通所サービス》かほく市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		かほく市	1,183 円	1 回あたり利用料本人負担金(6 時間以上 8 時間未満利用の要介護 3 の方「利用料＋食事＋往復送迎代＋介助浴」の合計額)
経過措置後		—	—	
合併直後 (H16.3)		かほく市	1,183 円	
合併直前 (H16.2)	①	高松町	1,183 円	
	②	七塚町	1,183 円	
	③	宇ノ気町	1,183 円	
公共料金決定の経緯				
料金は省令で定められており、基本的に全国統一の料金であるので、合併による影響はない。				
効果の検証				
全国統一料金にしたがっており、特記事項はない。				
財政状況と公共料金の関係				
全国統一料金にしたがっており、特記事項はない。				
今後の展望				
かほく市内のデイサービスセンターは現在、5 箇所ある。かほく市の介護保険料の基準額は、合併前と変わらず月当たり 3,300 円である。これは、全国平均と同水準である。デイサービス利用者は年ごとに増加の傾向にある。 かほく市の高齢化率は 20.1%（平成 16 年 11 月末現在）であるが、今後、高齢化率が高まるのは必至の情勢であり、これに伴い、介護需要が高まることが十分予想される。給付が増せば、現行の介護保険料でまかない切れないことから、保険料の見直し時期にあたる平成 18 年に保険料の改定が考えられる。 また、介護需要を抑制していくため、行政の立場では、中高年者の健康づくりなど、介護予防事業に力を入れていく方針である。				
その他				

岐阜県 本巣市



岐阜県

市町村名				合併年月			合併形態	
本巣市				平成 16 年 2 月			新設合併	
対象項目								
水道	下水道			保育料	給食費		デイサービス	生活援助員派遣
市町村基本情報								
合併後市町村特徴								
本巣市は岐阜県の南西部のほぼ中央から北端に位置しており、東部は岐阜市、山県市及び武儀郡、西部は揖斐郡、南部は瑞穂市及び本巣郡北方町、北部は福井県に接している。 地形は南北に細長く、揖斐川水系の根尾川が南北に流れ、北部は森林地帯、南部は平坦地域であり、総面積の 86.2%が森林となっている。 産業構造は岐阜県及び全国と比較して、第一次産業就業者数の構成比が高いことが特徴となっている。								
		市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	一般会計 (百万円)	特別会計 (百万円)	職員数 (人)	
現在 (H16.9)		本巣市	374.57	34,921	16,250	11,601	370	
合併直後 (H16.2)		本巣市 【モトス】	374.57	34,914	H15 暫定 4,415	H15 暫定 5,059	363	
合併直前 (H16.2)	①	本巣町 【モトスチョウ】	51.25	8,488	3,320	3,668	90	
	②	真正町 【シンセイチョウ】	11.63	12,269	3,900	3,424	107	
	③	糸貫町 【イトキチョウ】	15.86	11,927	4,180	2,383	110	
	④	根尾村 【ネオムラ】	295.83	2,230	3,066	1,738	64	
自治体情報								
住所・連絡先		住所	岐阜県本巣市文殊 324 番地					
		電話	0581 - 34 - 5030 (合併プロジェクト室)					
		FAX	0581 - 34 - 5031 (合併プロジェクト室)					
URL		http://www.city.motosu.gifu.jp						
E-mail		gappei@city.motosu.gifu.jp (合併プロジェクト室)						

《全般的な内容》本巢市

合併の契機

旧本巢町、旧真正町、旧糸貫町及び旧根尾村の 3 町 1 村は、協力・連携して消防、介護保険、環境衛生、廃棄物処理等で域外他市町村と広域連合や一部事務組合を設け広域行政を推進していた。交通基盤については、国道 157 号を基軸とし、国道 303 号、418 号、主要地方道関本巢線、岐阜大野線、岐阜関ヶ原線で骨格を形成している。また、鉄道では、名鉄揖斐線が南部を横断し、樽見鉄道が南北を縦断して、住民の通勤・通学、買物など日常的生活行動は行政区域を越えて一体的な生活圏が構成されていた。

平成 12 年 11 月に本巢郡町村合併議員連絡会議が設置され、本巢郡（7 町村）の合併について協議が開始された。本巢郡内の各町村長に合併に関する提言書を提出したが、本巢郡町村会より本巢郡一本の合併ではなく、隣接する町村同士で意見交換し、合併特例法の期限も視野に入れながらそれぞれで研究を行うという回答が出され結論に至った。

平成 13 年 5 月に旧本巢町、旧真正町、旧糸貫町の 3 町間で合併の検討を行うことが確認されたが、その後、この枠組みに旧根尾村も加入し、4 町村での合併に向けて検討が進められることとなった。平成 13 年 9 月にもとす北部地域合併問題検討協議会が発足、平成 14 年 4 月には本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会が設置され、平成 16 年 2 月に本巢市が誕生した。

公共料金決定の経緯

公共料金はパターン別のシミュレーションを何度も実施したうえで決定されており、単に旧町村間で最も低い金額に合わせるのではなく、サービス内容とのバランスを考慮して総合的に検討して設定された。

住民に対しては説明会等で個別項目についての料金の高低ではなく、サービス水準を含めトータルで考えて欲しいと理解を求めた。

財政状況と公共料金の関係

新市において健全な財政運営を確保できるよう、シミュレーションを実施したうえで料金が設定されているため、現段階では合併後も財政状況への影響はほとんどみられない。

その他

地形的に南北 43 km と細長くなっていることもあり、旧本巢町役場を本庁舎、旧真正町役場、旧糸貫町役場をそれぞれ真正分庁舎、糸貫分庁舎、旧根尾村役場を根尾総合支庁舎として位置付けている。

《水道料》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在(H16.9)		本巢市	2,016 円 旧根尾村は 1,470 円 (合併前と同じ)	口径 13 mmの水道を一般家庭で 20m ³ /月使用した場合の一ヶ月の 料金
経過措置後(H21.4)		本巢市	2,016 円	
合併直後(H16.2)		本巢市	2,016 円 旧根尾村は 1,470 円 (合併前と同じ)	
合併直前 (H16.1)	①	本巢町	1,963 円	
	②	真正町	1,995 円	
	③	糸貫町	2,079 円	
	④	根尾村	1,470 円	
公共料金決定の経緯				
水道は上水道と簡易水道により供給されており、料金負担の最も低い町村の基準に合わせるのではなく、町村間のバランスを考慮し、パターン別のシミュレーションを何度も実施したうえで料金設定が行われた。結果的に水道料金が上がる場所は、下水道使用料が下がるというような形で調整が図られた。 旧根尾村は水力発電所からの固定資産税収入に支えられ、財政状況が良好であり、平成14年度の財政力指数も0.87と4町村間で最も高かった。また、固定資産税の税率として1.7%の超過税率（他の旧3町は1.4%）が採用されており、旧根尾村における高い公共サービスや低い料金負担はこのような特有の事情によるものであることから、旧根尾村だけは経過措置が設けられ、平成21年3月まで現行どおりの料金体系が維持されることとなった。 住民に対しては、合併協議会や旧町村発行の広報紙、説明会の開催、ホームページの開設などにより周知が図られた。				
効果の検証				
他の町と料金格差の大きかった旧根尾村では経過措置が設けられたことに加え、他の町でも水道料金が上がる場所では下水道使用料が下がるといった調整が図られたことにより、現段階では特に反応はみられない。				
財政状況と公共料金の関係				
合併後の水道事業会計への影響を考慮し、負担の低い町村の基準に合わせるのではなく、シミュレーション結果をもとに、旧町村間の中間的な水準で料金設定が行われた。				
今後の展望				
旧根尾村では経過措置が設けられたため、料金の統一は平成21年4月からとなっている。 現段階では合併に伴う合理化効果はみられないが、今後、新規投資を行う際には、合併効果をどのように出していくかを検討する必要がある。				

《下水道使用料》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在(H16.9)		本巢市	3,885 円	一般家庭で 20m ³ ／月使用の場合
経過措置なし				
合併直後(H16.2)		本巢市	3,885 円	
合併直前 (H16.1)	①	本巢町	—	
	②	真正町	4,305 円	
	③	糸貫町	3,750 円	
	④	根尾村	3,990 円	
公共料金決定の経緯				
料金負担の最も低い町村の基準に合わせるのではなく、町村間のバランスを考慮し、パターン別のシミュレーションを何度も実施したうえで料金設定が行われた。結果的に下水道使用料が上がるところは、水道料金が下がるというような形で調整が図られた。 下水道使用料については、旧町村間（旧本巢町は整備中）で大きな差異がなかったこともあり、合併当初から料金は統一されることになった。 住民に対しては、合併協議会や旧町村発行の広報紙、説明会の開催、ホームページの開設などにより周知が図られた。				
効果の検証				
下水道使用料は水道料金とのバランスを考慮して設定されたことに加え、現在整備中の受益者負担金も現行どおりとされたため、現段階では特に反応はみられない。 平成 16 年 4 月から新しい浄化センターの供用が開始されているが、これは合併構想が具体化する以前から推進されてきた事業であり、処理能力は合併を想定せずに設定されている。 農業集落排水が整備されている地域も多く、下水道事業については合併による合理化・効率化が難しいのが実状となっている。				
財政状況と公共料金の関係				
合併後の公共下水道特別会計と農業集落排水特別会計への影響を考慮し、負担の低い町村の基準に合わせるのではなく、シミュレーション結果をもとに、旧町村間の中間的な水準で料金設定が行われた。				
今後の展望				
市の下水道普及率は 46.5%（平成 16 年 4 月現在）となっているが、旧町村単位でみると、すでに 100%普及しているところもあれば、現在整備中のところもあることから、実施されている事業については当面の間、旧町村で策定された計画に基づいて進められることになっている。				

《保育所保育料》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		本巢市	17,800 円	国の徴収基準額表の第 7 階層の 3 歳以上児の場合の月額
経過措置後 (H16.4)		本巢市	17,800 円	
合併直後 (H16.2)		本巢市	据え置き (合併前と同じ)	
合併直前 (H16.1)	①	本巢町	17,800 円	
	②	真正町	17,300 円	
	③	糸貫町	19,100 円	
	④	根尾村	22,000 円	
公共料金決定の経緯				
料金体系は旧町村間で差異がみられ、基準区分が多いところで 21 階層にも細分化されていたため、一本化を図るのが難しかった。 各階層の負担が合併前より大きくならないようシミュレーションを実施して調整を図った結果、国基準の中間層を細分化し、9 階層の料金体系が設定されることとなった。				
効果の検証				
平成 16 年 4 月から料金が統一されているが、入所受付等は旧町村で行われ、特に大きな変化はないことから、現段階では合併の効果や住民からの反応は特にみられない。				
財政状況と公共料金の関係				
住民の所得の見通しを立てるのは難しかったが、合併後の財政への影響を考慮し、負担が最も低い町の基準に合わせるのではなく、シミュレーション結果をもとに、新たな料金設定が行われた。				
今後の展望				
今後は住民の利便性向上を図るため、通園区域の見直しを含め、保育サービス面での充実を検討する必要がある。				

《給食費》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		本巣市	3,900 円	小学校 6 年生の一月（20 日）の料金（1 人） ※給食センター方式
経過措置なし				
合併直後 (H16.2)		本巣市	3,900 円	
合併直前 (H16.1)	①	本巣町	3,900 円	
	②	真正町	4,000 円	
	③	糸貫町	3,900 円	
	④	根尾村	4,100 円	
公共料金決定の経緯				
給食は旧 4 町村ともにセンター方式が採用されており、料金も旧町村間でほとんど差がみられなかったことから、最も低い金額に合わせることで決定した。				
効果の検証				
料金は低い金額が設定され、旧町村ごとの給食センターが合併前と同じように利用されることになったため、住民からの反応は特にみられない。 給食センターの利用は現行どおりとなったものの、給食のメニューが統一されたことにより、原材料の共同仕入れ等の効果はみられる。				
財政状況と公共料金の関係				
旧町村間で最も低い金額に設定されたが、従来との差がほとんどないことから、合併後も特に財政状況への影響はみられない。				
今後の展望				
市内 4 ヶ所の給食センター方式では効率性の面では課題があり、また施設自体が老朽化しているため現在南部 3 ヶ所の給食センターの統合が計画されている。しかし、本巣市の南北に長いという地形的要因を考慮すると、温かい給食を配送するためには止むを得ない面もあり、当分の間は現行の給食センターを活用していくことにしている。				

《デイサービス通所サービス》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		本巣市	800 円	概ね 65 歳以上の高齢者で、介護保険法による要介護認定において要介護状態区分が要介護又は要支援とならなかった者のうち、基本的な生活習慣が欠如している等のため日常生活を営むのに支障がある者がサービスを利用した場合の 1 回の利用料
経過措置なし				
合併直後 (H16.2)		本巣市	800 円	
合併直前 (H16.1)	①	本巣町	800 円	
	②	真正町	1,000 円	
	③	糸貫町	1,000 円	
	④	根尾村	1,300 円	
公共料金決定の経緯				
デイサービスは旧 4 町村とも社会福祉協議会に委託しており、合併に伴って社会福祉協議会も一本化された。 デイサービスは高齢者を対象とした事業であり、料金を上げることはできないとの認識から、シミュレーションは実施したものの、結局、旧町村間で最も低い旧本巣町の金額で決定された。				
効果の検証				
料金は旧町村間で最も低い金額に設定されたことに加え、サービス内容についても以前から大差がなかったことから、合併後も住民からの反応は特にみられない。				
財政状況と公共料金の関係				
旧町村間で最も低い金額に設定されたが、最も料金の高かった旧根尾村の利用者数を考慮すると、負担の増加が財政状況に与える影響はほとんどみられない。				
今後の展望				
高齢化率は 17.8％（平成 12 年国勢調査）と岐阜県平均の 18.2％を下回っているが、全国平均の 17.3％よりは早いペースで高齢化が進んでおり、今後本巣市でも利用者が増加するものと予想される。				

《生活援助員派遣》本巢市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.9)		本巢市	80 円	1 回あたり利用料本人負担金（週 1 回、1 時間の家事援助サービス） 旧本巢町と旧根尾村については、生活中心者の所得に応じて利用料が決定。
経過措置なし				
合併直後 (H16.2)		本巢市	80 円	
合併直前 (H16.1)	①	本巢町	0 円、200 円 300 円、414 円	
	②	真正町	80 円	
	③	糸貫町	80 円	
	④	根尾村	100 円、300 円	
公共料金決定の経緯				
生活援助員派遣は旧町村とも社会福祉協議会に委託しており、サービス内容については差がなかった。旧本巢町と旧根尾村については、生活中心者の所得に応じて料金が決定していたが、利用者数も考慮し、他の 2 町の低い金額に合わせた。				
効果の検証				
料金は旧町村間で最も低い金額に設定されたことに加え、サービス内容についても以前から大差がなかったことから、合併後も住民からの反応は特にみられない。 生活援助員派遣は、人と人との付き合いの中で生まれた信頼関係をもとに実施できる事業であり、合併に影響されることなく、継続して事業を実施していく必要がある。				
財政状況と公共料金の関係				
合併前の財政状況と料金決定との間に直接的な関係はみられない。 利用者数を考慮すると、現段階では負担の増加が財政状況に与える影響はほとんどみられない。				
今後の展望				
高齢化率は 17.8%（平成 12 年国勢調査）と岐阜県平均の 18.2%を下回っているが、全国平均の 17.3%よりは早いペースで高齢化が進んでおり、今後本巢市でも利用者が増加するものと予想される。				